

豊川市図書館基本計画

～知と情報の空間を目指して～



豊川市教育委員会
中央図書館
平成 24 年 4 月 1 日



目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	4
2	図書館行政の動向	5
3	計画の位置づけ	7
4	計画の期間	8
5	計画策定の方法	8
6	計画の体系図	8

第2章 旧図書館基本計画の取組と成果

1	旧図書館基本計画	10
2	旧計画における取り組み・成果	11

第3章 豊川市図書館の現況と課題

1	豊川市図書館の現況	16
2	アンケート結果	26
3	豊川市図書館の課題	32

第4章 図書館基本計画の基本的な考え方

1	基本理念	34
2	基本目標と成果指標	35

第5章 計画推進のための取り組み

基本目標1	人と地域づくりを支える空間	40
1	図書館機能の向上	
2	市民、学校、関係機関と連携したサービスの推進	
3	誰もが利用しやすい図書館サービスの充実	
4	サービスを支える体制の構築	
基本目標2	人の学びと暮らしに役立つ空間	47
1	地域の情報拠点としてのインフラの構築	
2	市民の課題解決を支える機能の充実	
3	学びと暮らしに役立つ情報資料の提供	
基本目標3	人の交流と文化を創る空間	53
1	交流と創造の空間づくり	
2	安全・安心を高める空間づくり	

第6章 各種規定等

豊川市図書館基本計画策定委員名簿	58
豊川市図書館基本計画策定委員会設置要綱	59
豊川市図書館条例	60
豊川市図書館管理規則	61
図書館法	65
公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準	70
これからの図書館像－地域を支える情報拠点をめざして－（報告書概要）	75



第 1 章 計画の策定に当たって

この章では、計画策定に当たり、その背景や図書館行政の動向、当該計画の位置づけ、その期間、計画策定の方法及び体系図を示しています。

1 計画策定の背景

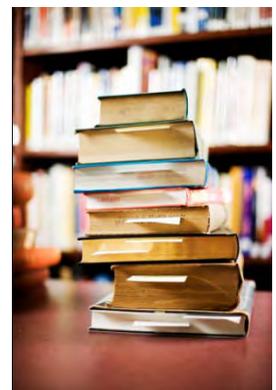
生涯学習時代を迎え、市民の自主的な学習を支援する施設として、また、地域の情報拠点として図書館に期待される役割は大変大きくなっています。

豊川市では平成5年に市民の暮らしに根ざした図書館にするため「豊川市図書館基本計画」を策定し、この計画に基づき、平成11年に中央図書館を開館し、「だれでも」、「いつでも」、「どこに住んでいても」、「どんな資料でも」提供できる図書館として、運営しています。

しかし、少子高齢化社会の到来、国際化及び高度情報化社会への進展など、社会情勢の変化は図書館へも確実に影響を及ぼしてきています。また、この間、平成18年2月1日に宝飯郡一宮町と、平成20年1月15日に宝飯郡音羽町及び御津町と、そして平成22年2月1日に宝飯郡小坂井町と、3度の合併を重ね、図書館に対する利用者の要望も多様化・高度化・複雑化しています。

こうした状況の中、私たちは、社会や地域の中で知識と情報の提供を行う拠点としての図書館が持つ意義や果たすべき役割を十分に認識するとともに、今後の図書館の在り方を今一度見つめなおし、図書館運営に取り組んでいかなければなりません。

この計画は、今後、本計画に基づき計画的な蔵書・選書体制の構築や、保育園・幼稚園、小・中学校、高校、社会教育施設等との連携を一層強化するなど、総合的に図書館サービスの充実に取り組んでいくために策定するものです。



2 図書館行政の動向

(1) 国の動向

国の図書館行政の動向としては、2000年（平成12年）12月に「2005年の図書館像－地域電子図書館の実現に向けて」（文部省地域電子図書館構想検討協力者会議）が提示され、また、翌2001年（平成13年）7月に、図書館法第18条に基づき『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』が発表されています。同基準においては、「図書館機能を十分発揮できるだけの種類・量の資料整備に努めること」をはじめ、「就職、転職、職業能力開発、仕事のための資料・情報の提供に努めること」、「地方公共団体の行政資料等の情報」、「市民生活に必要な資料や情報」などの充実を図るべきとされています。また、これらの機能を活かすために、ITを活用した検索システムの整備、レファレンス・サービスの充実、専門的サービスを実施する専門職員の確保などが求められています。

その後、2005年（平成17年）1月には『地域の情報ハブとしての図書館－課題解決型の図書館を目指して－』が、2006年（平成18年）3月には『これからの図書館像－地域を支える情報拠点を目指して』が発表されています。

「これからの図書館像」には、平成13年の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の発表以後の社会や制度の変化、新しい課題に対応するために、社会教育機関としての図書館がめざすべき方向とそれを実現するための方策について、その全体像が具体的に論じられています。特に、情報拠点としての図書館の在り方についても詳しく論じられています。

また、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問が行われたことを受けて、2008年（平成20年）2月に「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の答申が出されています。この答申では、図書館においては、レファレンス・サービスの充実と利用の促進を図ることはもとより、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活を送る上で問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ることが求められています。また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが

重要であるとしています。

また、近年子どもの読書離れが問題となっていることから、2001年（平成13年）に「子どもの読書活動の推進に関する法律」、2005年（平成17年）には「文字・活字文化振興法」が成立しています。

一方、2006年（平成18年）12月「教育基本法」が公布、施行され、生涯学習の理念等が明示されています。また、2008年（平成20年）3月に、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）が示され、第一次基本計画の策定からおおむね5年が経過したため、これまでの成果や課題等を検証し、地域における読書環境の格差の改善など、家庭、地域、学校における取り組みが整理されています。

教育基本法の改正を踏まえ、2008年（平成20年）6月「図書館法」が一部改正され、図書館の運営状況に関する評価及び改善をはじめ、関係者への情報提供、司書等の資格取得要件の見直し、資質の向上などが示されています。

こうした流れを受け、本市図書館は、市民のために、将来の図書館のあり方・方向性を整理し、より魅力的で利用しやすい図書館を運営していくため、今後の計画的な図書館サービスの充実を図ることを目的として、「図書館基本計画」を策定することとしました。

(2) 県の動向

愛知県においては、1995年（平成7年）に生涯学習推進本部が設置され、翌年に『愛知県生涯学習推進構想』が策定されました。また、同年に愛知県生涯学習審議会が『21世紀を展望した愛知県の生涯学習振興の基本方策について』の答申を行い、それを受けて、愛知県における生涯学習体制が整備され、本格的な生涯学習活動がスタートすることとなりました。同答申においては、生涯学習の基盤整備は、「地域における生涯学習活動を発展させる方向で推進させることが重要」とされており、公民館や文化施設等と並んで図書館が生涯学習関連機関として位置づけられ、その拡充が求められています。

さらに、1999年（平成11）年には『愛知県における生涯学習情報ネットワークの在り方について』で、生涯学習センターにおいてどのような学習情

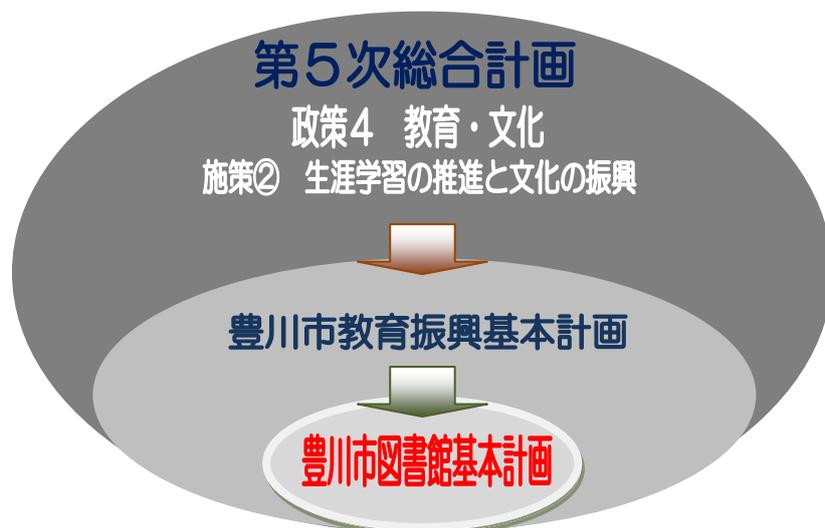
報システムを構築するか、そのためどのような連携・協力が必要かについての提言が行われました。その後、2000年（平成12年）には愛知県生涯学習情報システムの基本計画が策定され、平成15年には生涯学習推進センターが設置されました。

また、子どもの読書活動に関しては、2004年（平成16年）に『愛知県子ども読書活動推進計画』が策定され、図書館の子ども向けサービスの充実や、図書館間協力等の推進などが施策の方向として挙げられました。

なお、国による新しい『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）』が制定されたのを受けて、今後5年間にわたる施策の基本方向と具体的な方策を明らかにした『愛知県子ども読書活動推進計画（第二次）』を2009年（平成21年）9月策定しています。

3 計画の位置づけ

この計画は、第5次豊川市総合計画の「政策4 教育・文化」における「施策② 生涯学習の推進と文化の振興」に関する計画である『豊川市教育振興計画』の施策に係る計画として位置付けます。



4 計画の期間

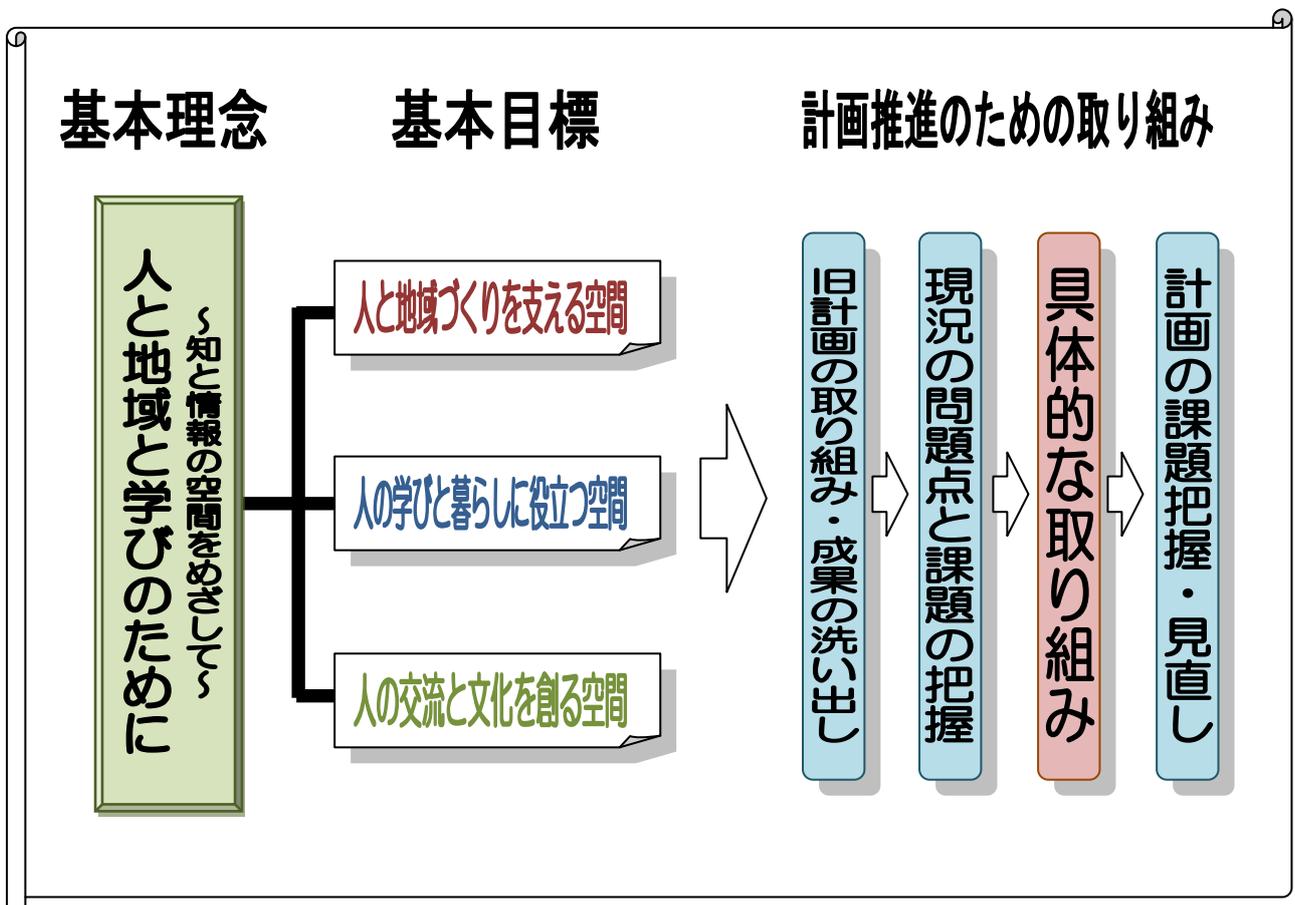
本計画の計画期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とします。なお、計画の策定後の社会経済情勢、図書館を取り巻く環境の変化などにより、その見直しが必要となった場合には、必要に応じて見直しや修正を加えます。

5 計画策定の方法

本計画の策定においては、有識者及び関係諸機関の代表者や市民代表者、行政関係者によって構成する「豊川市図書館基本計画策定委員会」において、総合的な見地から本計画の内容を検討しています。

6 計画の体系図

この計画の体系図は、次のとおりです。



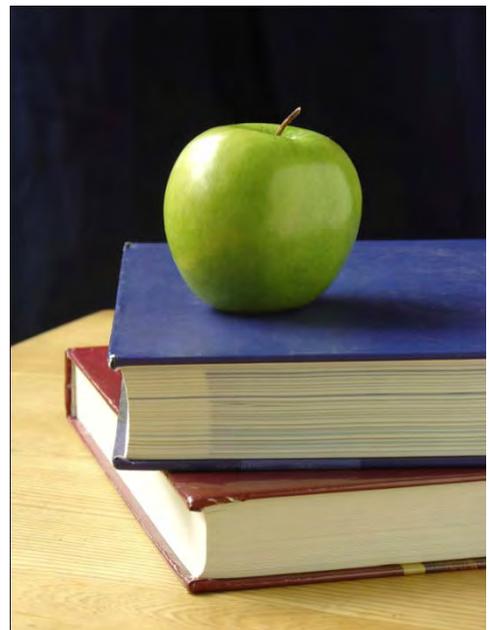
第2章 旧図書館基本計画の取組と成果

この章では、旧図書館基本計画における取り組みやサービス目標の設定を示すとともに、その成果を明記しています。

1 旧図書館基本計画

旧豊川市図書館は、1972年（昭和47年）6月に開館し、これまで地域の行政や住民の自立的な判断を支える情報提供施設として、また、住民の読書を推進し、基礎学力や知的水準の向上を図るために欠くことのできない重要な知的基盤であるとともに、地域の文化や経済社会の発展を支える施設として、さまざまな図書館サービスの提供を行ってきました。しかし、情報化社会の急激な進展、生涯学習における重要な働きへの期待など、図書館に対する市民のニーズはより多様化・複雑化してきています。

そうした中で、豊川市教育委員会は、1993年（平成5年）3月に「暮らしに役立ち未来をひらく図書館」をテーマに『豊川市図書館基本計画』を策定しました。その中で、豊川市の全市民が図書館サービスを楽しむように全市にわたる図書館サービス網の在り方、図書館の当面の実現目標とすべき図書館像等を具体的に示すとともに、現中央図書館の建築計画について定めており、建築するに当たり図書館が求められる役割等を踏まえた各種方針を示しています。



2 旧計画における取り組み・成果

旧図書館基本計画では、図書館サービスの基本方針を定め、さまざまな取り組みを行っています。その成果として、現在、市民等に対し各種の図書館サービスの提供を行っています。

(1) 図書館サービスの基本方針

旧図書館基本計画では、サービスの基本方針として4つの基本方針を掲げています。

① サービスについて

図書館サービスの基本である資料の提供に関連して、次のサービスの充実を図っていきます。

- 館外貸出制度充実・予約制度の積極的な活用
- レファレンス・サービスの強化
- 児童や地域資料をはじめとする各スペースの確保
- ヤングアダルトや高齢者・障害者に対するサービスの開始
- 展示、集会、講座の積極的な開催

② 資料について

図書の提供だけではなく、新聞雑誌、マイクロ資料、CD、ニューメディア、オンライン・データベースなど提供する資料の幅を拡大します。また、新たに視聴覚資料のサービスを開始するとともに新たなニューメディアの積極的な導入を行っていきます。

③ 職員について

図書館資料と利用者を結び付ける役割である図書館職員の専門性を高めていきます。

④ 住民参加について

豊川市図書館が、その設置の目的を達成するために、その運営に関し 住民の参加を求めています。

(2) サービス目標の設定

図書館サービスの充実を図るに当たり、次のとおり3つのサービス水準を想定して具体的な目標の設定を行い、年次を追って徐々にそのサービス実績を伸ばし、更なるサービス水準の向上を図ることとしています。

旧図書館基本計画における設定目標

		第一次目標 (やや高い標準)	第二次目標 (上位の標準)	第三次目標 (最高標準)	平成22年度 末現在
豊川市立図書館基準数値	想定人口	115,000人	120,000人	125,000人	181,477人
	住民1人当貸出冊数	4冊	6冊	9冊	6.2冊
	貸出冊数	460,000冊	720,000冊	1,125,000冊	1,115,368冊
	登録率	20%	30%	45%	13.9%
	登録者数	23,000人	36,000人	56,250人	25,244人
	開架図書貸出回転数	4回転	4回転	4回転	3.7回転
	開架図書冊数	115,000冊	180,000冊	281,250冊	299,110冊
	住民千人当購入冊数	200冊	300冊	450冊	129冊
	年間購入冊数	23,000冊	36,000冊	56,250冊	23,415冊
	職員数(貸出3万冊に1人)	15人	24人	38人	37人
	職員数(貸出2.5万冊に1人)	18人	29人	45人	45人
新中央図書館開架冊数の内訳の想定	住民1人当貸出冊数	4冊	6冊	6冊	6.2冊
	開架冊数	80,000冊	120,000冊	180,000冊	299,110冊
	(1) 成人用図書	50,000冊	80,000冊	115,000冊	170,076冊
	(2) 青少年図書		4,000冊	10,000冊	2,238冊
	(3) 児童用図書	20,000冊	20,000冊	25,000冊	85,927冊
	(4) 参考図書	5,000冊	7,500冊	10,000冊	7,452冊
	(5) 郷土資料	5,000冊	7,500冊	10,000冊	15,182冊
(6) 視聴覚資料		2,500冊	5,000冊	18,235冊	

(3) 各種計画とその成果

① 図書館サービス網の計画

市域全体に、市民が気軽に出かけられる範囲内に中央館、分館など図書館サービスの拠点を設けるとともにその各施設にそれぞれの機能を持たせ、中央館を中心に円滑な図書館サービスの提供が受けられる環境の整備を掲げています。

『本市の図書館計画では、[中央館－分館－公民館図書室]からなる市内全域にわたる図書館サービス網の確立を目指し、市民が等しく図書館サービスを楽しむことができるようにすることを目標とする。』（「平成5年版豊川市図書館基本計画」(P27)）

現在、中央図書館を中心に音羽図書館及び御津図書館、一宮・小坂井生涯学習会館図書室、市内各公民館図書室を拠点とした図書館サービスのネットワークが整備されています。

② 資料の整備計画

図書館にとって最も重要な課題の一つである資料の充実に関し、その収集・種類・範囲・選択に併せて、その更新と保存に関しその考え方を示すとともに次の資料に関しそれぞれ基本方針を掲げています。

- 新聞・雑誌
- 視聴覚資料
- 高齢者・障害のある人々のための資料
- 子ども・青少年のための資料

現在、この方針をもとに毎年これらの資料の所蔵のバランスを考慮した収集を行っています。

③ 提供するサービスの計画

図書館サービスが、資料の提供だけでなく、図書館の役割を意識した次に示すサービスについてその考え方を示しています。

- 資料の貸出サービス
- レファレンス・サービス
- 地域資料のサービス

- 児童・青少年へのサービス
- 高齢者・障害のある人々へのサービス
- 視聴覚資料のサービス
- 展示、集会、講座などの開催

現在、これらのサービスをはじめとして外国人へのサービスなどを加え行っています。

④ コンピュータの導入計画

①サービスの向上、②管理運営の改善、③事務部門の省略化を目指し、コンピュータの導入による可能性等について検討するとともにその方向性を示しています。また、コンピュータの導入に合わせ、図書館ネットワークの構築とその運用についての計画を行っています。

現在、中央図書館、音羽図書館、御津図書館、一宮図書室、小坂井図書室、市内公民館に図書館システムを導入するとともに、これらの施設に蒲郡市立図書館を加え、広域ネットワークの構築を行いました。

⑤ 中央図書館建築計画

新たに建築する図書館としての位置づけ又は役割を考慮し、どのような機能を持った図書館を目指すかを検討したうえで、敷地に求められる立地条件、蔵書収容力、各部の構成と面積、来館者数と来館手段の想定、駐輪場・駐車場の規模設定等設計に関する方針を示しています。

この計画を基に 1999 年（平成 11 年）7 月に中央図書館をオープンし、運営を行ってまいりました。

第3章 豊川市図書館の現況と課題

この章では、豊川市図書館の現況を示すとともに、今回の計画を策定するに当たって行ったアンケートの結果及び現在の豊川市図書館が抱えている課題を示しています。

1 豊川市図書館の現況

(1) 図書館施設概要

(平成 22 年度末)

館名 項目	中央図書館	音羽図書館	御津図書館
住所	豊川市諏訪 1 丁目 6 3 番地	豊川市赤坂町西裏 4 7 番地 1	豊川市御津町広石日 暮 1 4 6 番地
敷地面積	9,130.23 m ²	7,209.0 m ²	7,403.2 m ²
延べ床面積	4,498.0 m ²	725.51 m ²	925.14 m ²
構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄 骨鉄筋コンクリート造・一部 鉄骨造・地上 2 階、地 下 1 階	鉄筋コンクリート造・一部鉄 骨造・地上 2 階	鉄筋コンクリート造・地上 2 階
蔵書能力	45 万冊 開架 15 万冊 閉架 30 万冊	5 万冊 開架 2 万 8 千冊 閉架 2 万 2 千冊	7 万 6 千冊 開架 5 万冊 閉架 2 万 6 千冊
駐車台数	自家用車 120 台 自転車 193 台	自家用車 30 台 自転車 20 台	自家用車 50 台 自転車 40 台

(2) 図書館の運営形態

① 利用時間

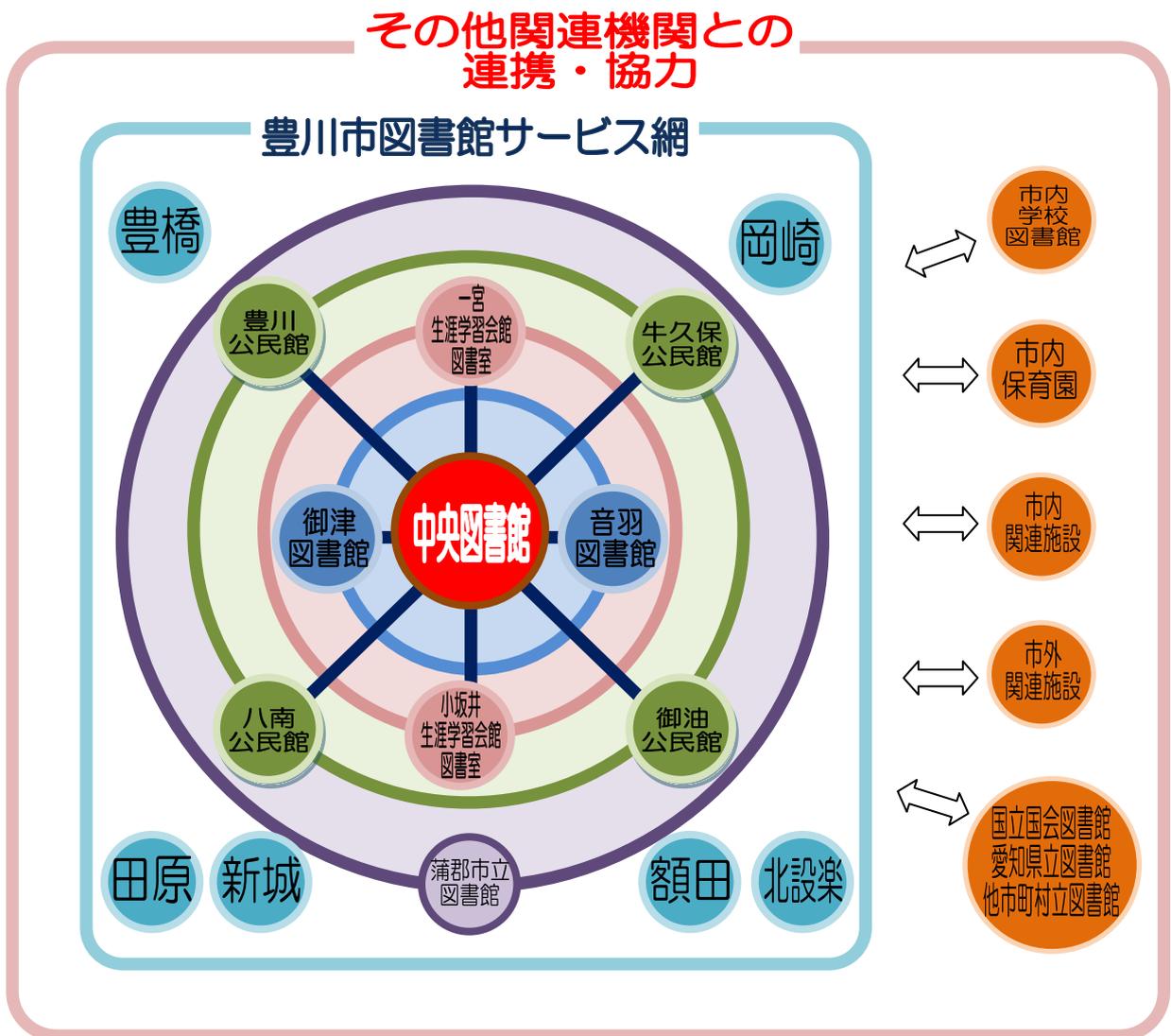
中央図書館	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで 金曜日は、祝日を除き午後 7 時まで 6 月から 9 月までの火～金曜日は、祝日を除 き午後 7 時まで
音羽図書館・御津図書館	午前 9 時から午後 5 時まで

② 休館日等

- 月曜日
- 休日の翌日（その日（1月2日を除く。）が日曜日、月曜日又は土曜日に当たるときは火曜日）
- 1月1日、1月3日、1月4日及び12月29日から12月31日までの日
- 毎月第3水曜日（その日が休日の翌日に当たるときは、その日の翌日）
- 特別整理日（一の年度につき10日以内で教育委員会が定める日）

③ 館外への図書等の貸出対象者

豊川市、豊橋市、岡崎市、蒲郡市、新城市、田原市、額田郡若しくは北設楽郡に居住し、又は勤務し、若しくは在学の方が館外への貸出サービスをご利用できます。



④ 図書館システムネットワーク網

豊川市の図書館は、中央図書館、音羽図書館及び御津図書館の3図書館と一宮生涯学習会館図書室及び小坂井生涯学習会館図書室の2図書室、豊川公民館、牛久保公民館、八南公民館及び御油公民館の4公民館で図書館ネットワークを構築しています。

次の表に示す中学校学区ごとに、各サービスポイントを配置しています。

サービスポイント	学校区	
中央図書館	金屋中学校、代田中学校	 
音羽図書館	音羽中学校	
御津図書館	御津中学校	
一宮生涯学習会館図書室	一宮中学校	
小坂井生涯学習会館図書室	小坂井中学校	
豊川公民館	東部中学校	
御油公民館	西部中学校	
牛久保公民館	南部中学校	
八南公民館	中部中学校	

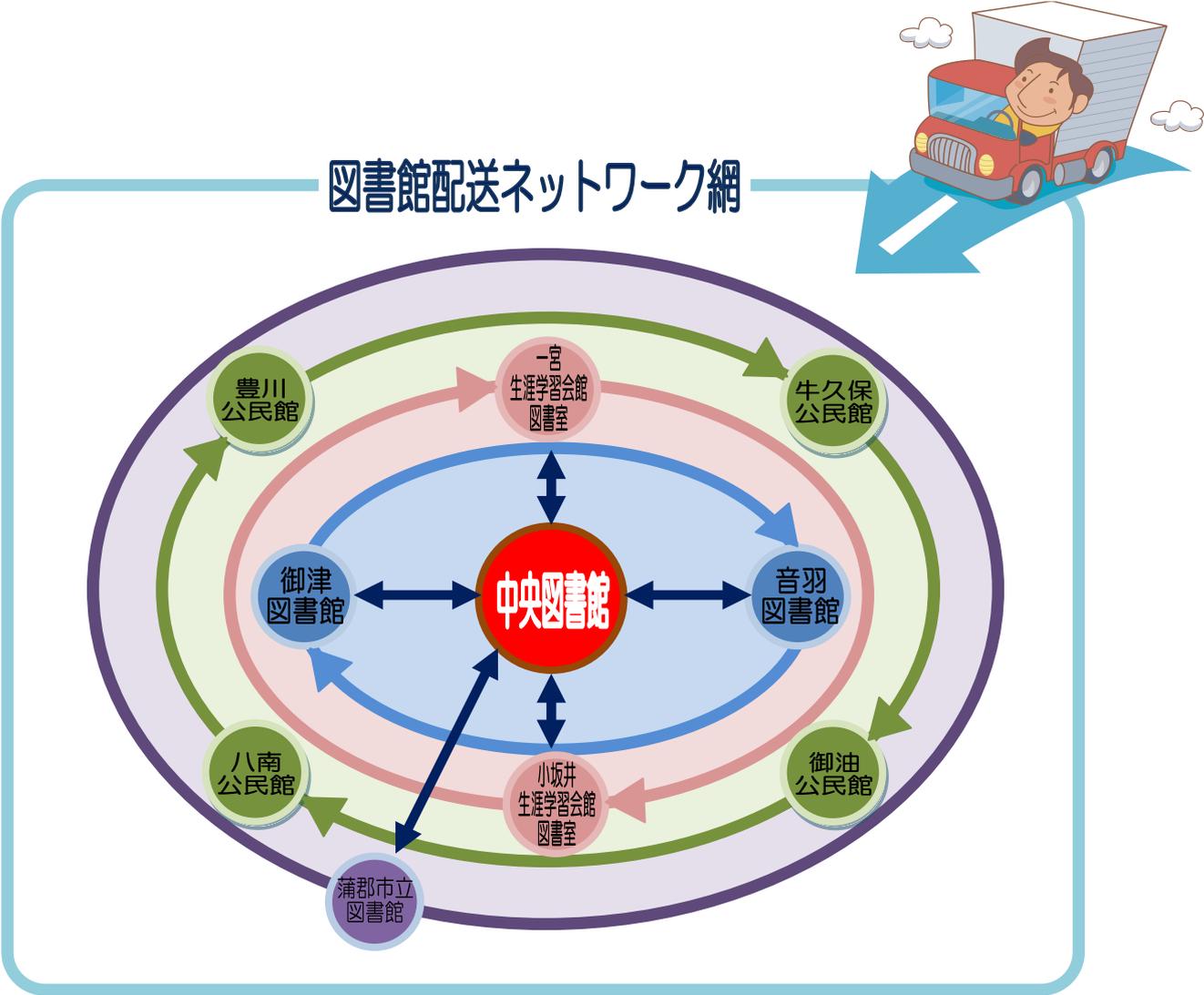
サービスポイント位置図



⑤ 図書等配送ネットワーク網

豊川市図書館では、市内と各地域で格差のない図書館サービスの提供を行うため、各サービスポイントへの図書館資料の配送作業を行っています。

図書資料等の予約の際に、中央図書館、音羽・御津図書館、一宮・小坂井生涯学習会館図書室、豊川・御油・牛久保・八南公民館又は蒲郡市立図書館のいずれかの受取館を指定することで、当該図書資料等を希望の施設で受け取ることができます。



(3) 年度別各種統計

※ 一宮・小坂井図書室については、システム統合の前のため一括データとなります。

① 一般書・児童書・視聴覚蔵書冊（点）数

		22年度	21年度	20年度	19年度	18年度
中央	一般書	317,578	303,972	289,622	275,934	260,672
	児童書	81,604	77,584	73,588	69,591	64,952
	視聴覚	11,778	11,514	11,141	10,786	10,745
音羽	一般書	35,650	34,208	32,802	31,030	29,392
	児童書	13,203	12,661	12,057	11,443	10,705
	視聴覚	3,862	3,851	3,824	3,811	3,419
御津	一般書	47,869	46,425	45,397	44,421	40,592
	児童書	12,817	12,503	12,239	11,613	11,329
	視聴覚	2,428	2,486	2,460	2,427	2,316
一宮	一般書					
	児童書	18,013	18,021	17,891	18,899	22,091
	視聴覚					
小坂井	一般書					
	児童書	18,314	16,567	28,870	28,310	27,944
	視聴覚					

② 来館者数・利用者数・登録者数

		22年度	21年度	20年度	19年度	18年度
中央	来館者数	448,389	442,532	464,957	459,939	464,085
	利用者数	349,666	305,518	310,256	308,027	302,906
	登録者数	85,430	81,773	77,631	73,466	68,986
音羽	来館者数	67,298	65,892	64,084	68,419	66,173
	利用者数	25,505	28,669	28,016	28,328	29,425
	登録者数	9,373	9,006	8,469	7,883	-
御津	来館者数	61,051	56,231	51,711	39,702	38,837
	利用者数	25,091	20,451	25,504	5,154	-
	登録者数	10,674	10,383	9,916	9,476	-
一宮	来館者数					
	利用者数	10,913	11,618	11,460	12,816	15,584
	登録者数					
小坂井	来館者数					
	利用者数	5,264	5,040	5,387	3,049	5,774
	登録者数					

※ 御津図書館の18年度実績は、1月～3月の実績です。

③ 個人貸出冊（点）数

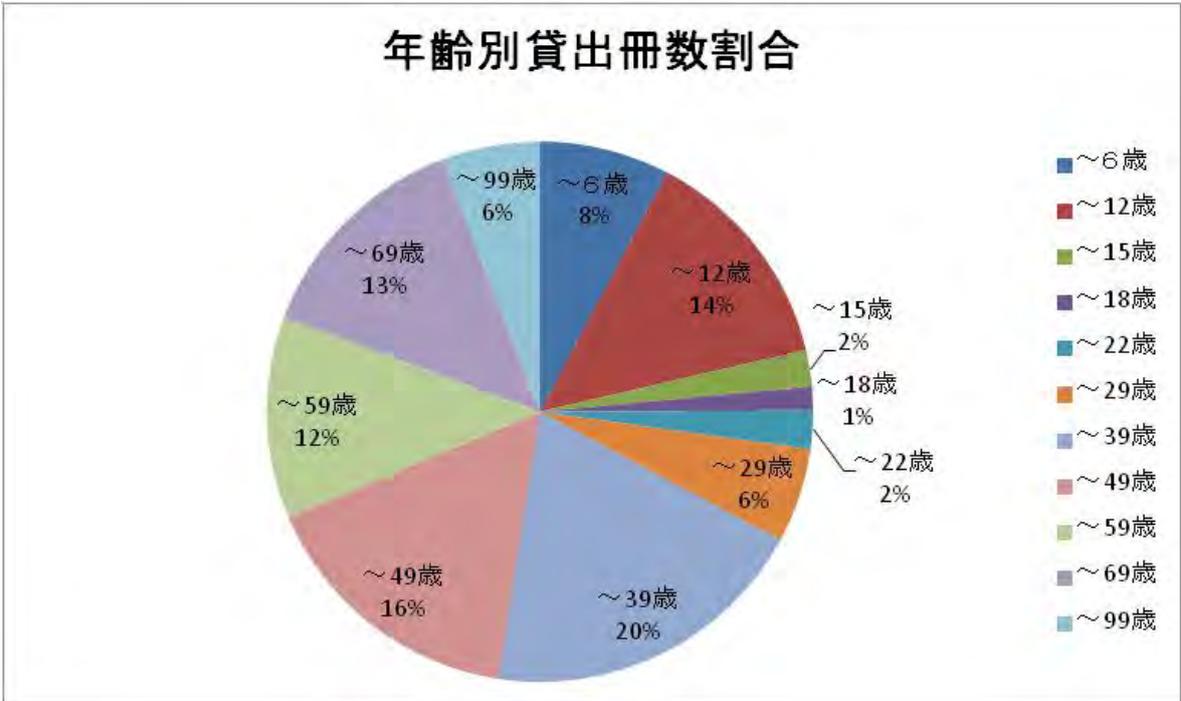
		22年度	21年度	20年度	19年度	18年度
中央	一般書	584,815	555,528	555,582	543,617	539,710
	児童書	314,577	274,667	280,600	279,049	265,807
	視聴覚	53,658	58,375	61,950	67,917	73,632
音羽	一般書	45,299	46,113	38,082	34,266	37,176
	児童書	32,452	33,527	33,554	32,848	35,127
	視聴覚	11,667	13,959	15,586	16,062	18,612
御津	一般書	43,163	38,572	37,254	32,907	29,861
	児童書	22,897	20,114	19,474	18,417	19,973
	視聴覚	6,840	7,566	7,665	9,405	8,857
一宮	一般書					
	児童書	11,047	17,698	17,613	23,322	28,011
	視聴覚					
小坂井	一般書					
	児童書	17,981	15,002	15,843	8,459	15,833
	視聴覚					

※ 一宮図書室及び小坂井図書室の22年度実績は、11月～3月の実績です。

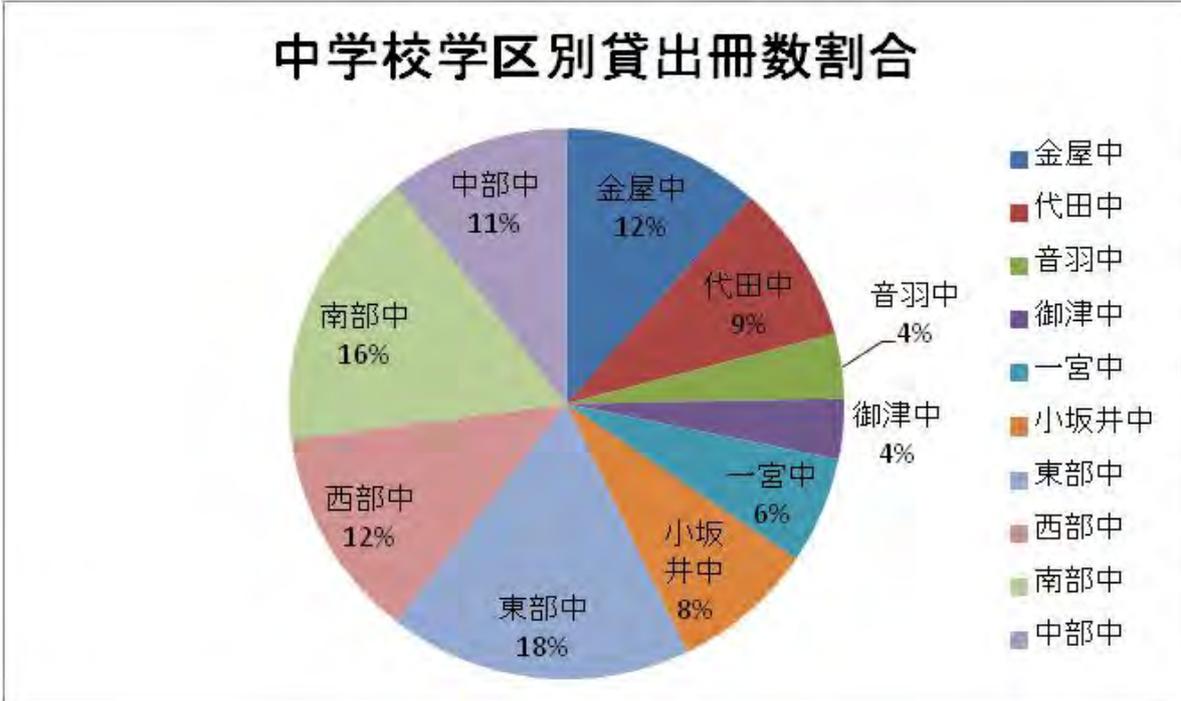
④ 年間受入冊（点）数（寄贈含む。）

		22年度	21年度	20年度	19年度	18年度
中央	一般書	17,169	16,103	16,745	16,269	17,832
	児童書	4,751	4,476	4,385	4,809	5,122
	視聴覚	288	411	397	312	429
音羽	一般書	1,550	1,829	1,670	1,118	-
	児童書	665	681	554	771	-
	視聴覚	49	48	59	278	-
御津	一般書	1,117	999	1,561	1,412	-
	児童書	262	271	262	256	-
	視聴覚	29	43	33	110	-
一宮	一般書					
	児童書	235	130	31	36	373
	視聴覚					
小坂井	一般書					
	児童書	0	797	870	762	946
	視聴覚					

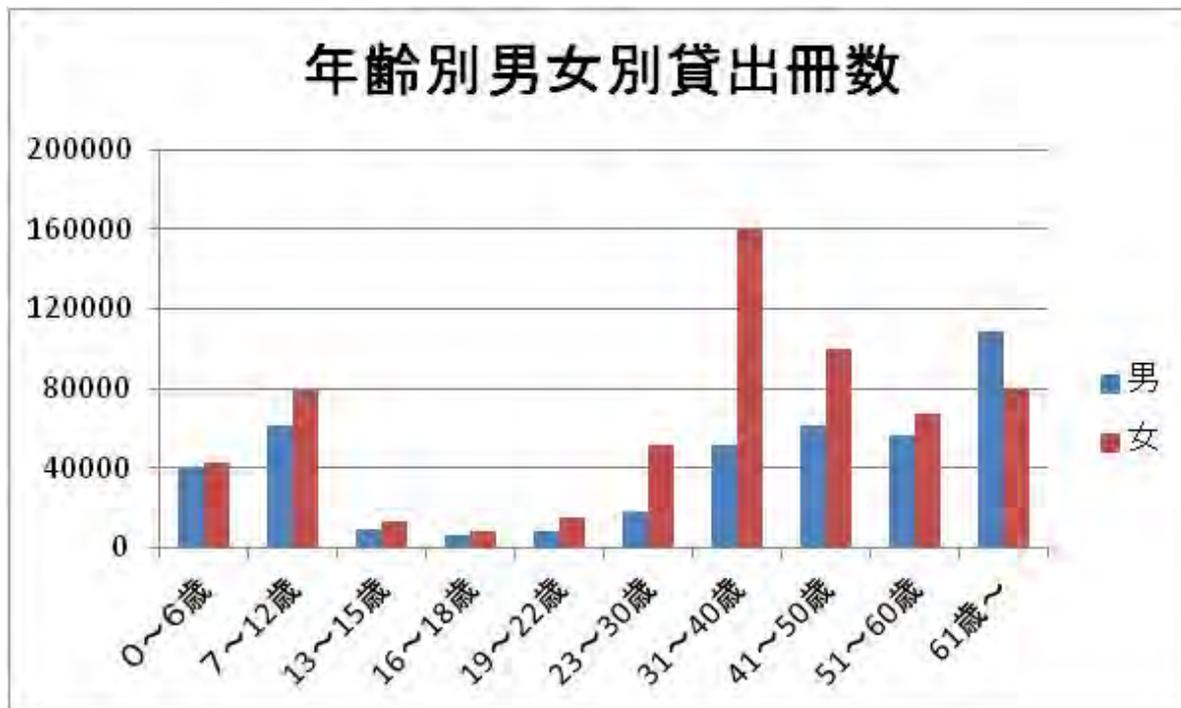
⑤ 年齢別貸出冊数割合



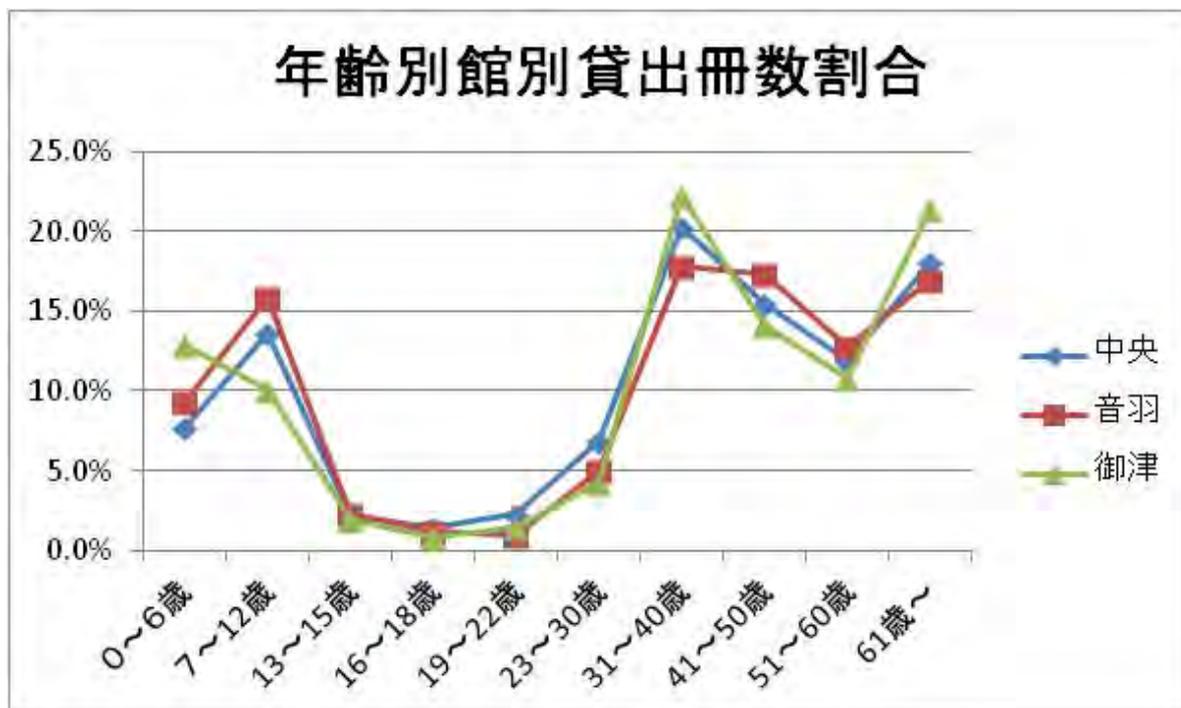
⑥ 中学校学区別貸出冊数割合



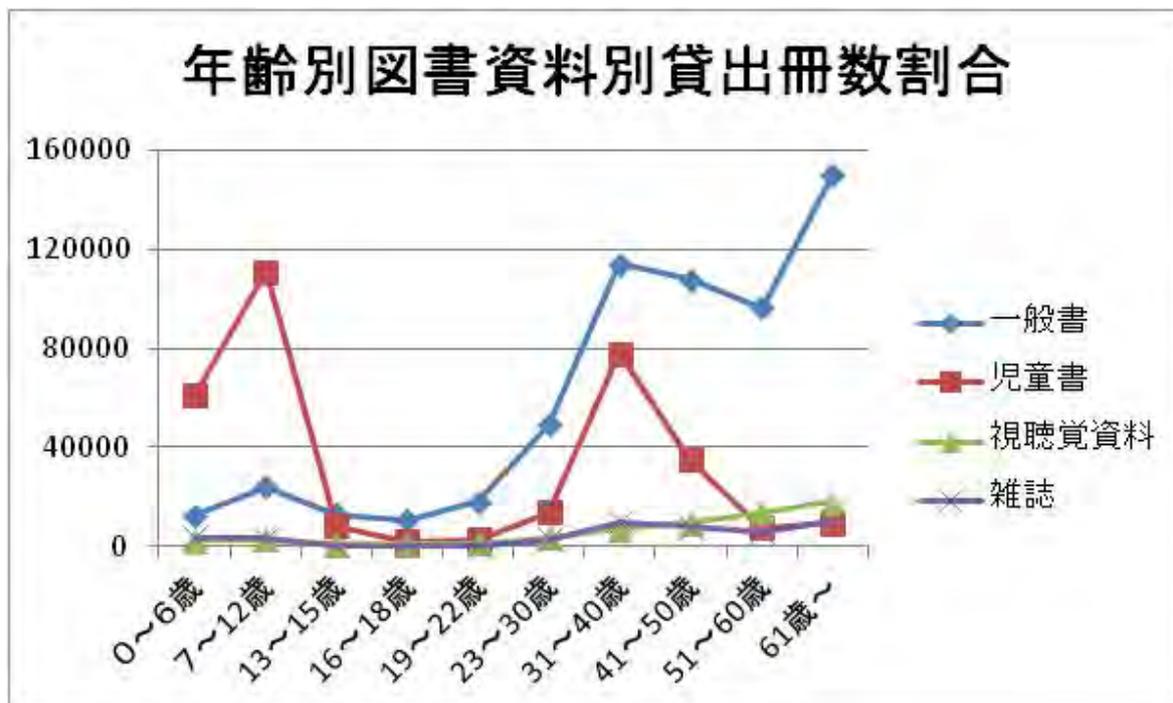
⑦ 年齢別男女別貸出冊数割合



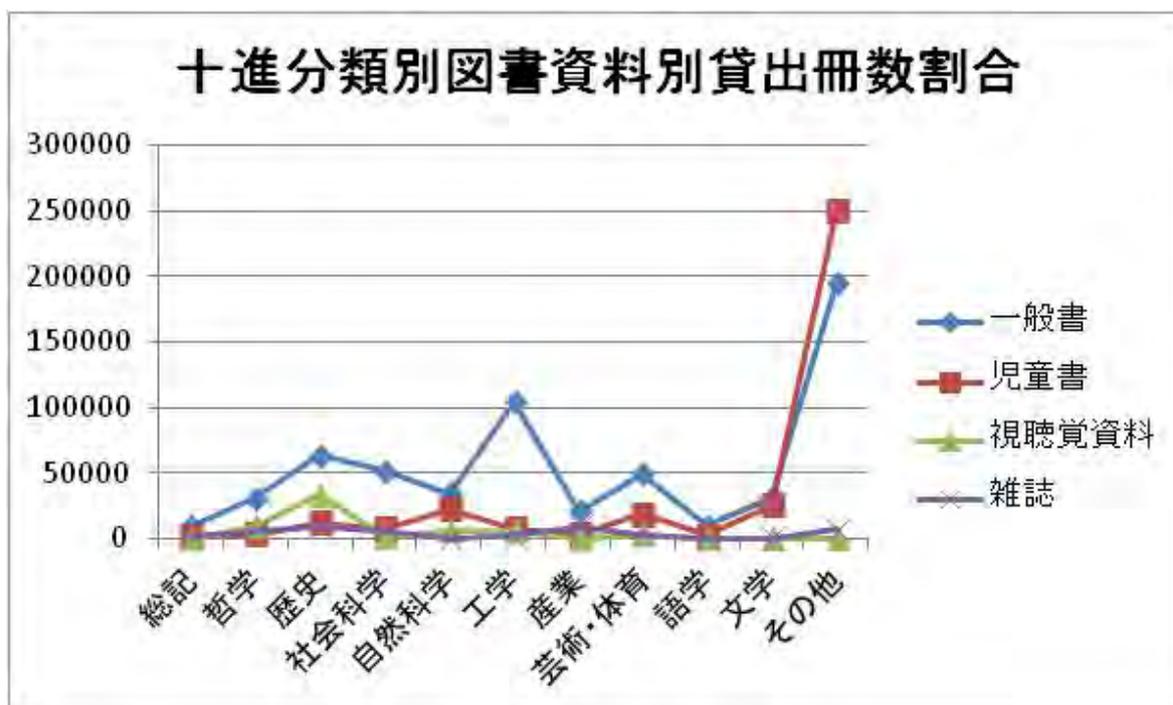
⑧ 年齢別館別貸出冊数割合



⑨ 年齢別図書資料別貸出冊数割合



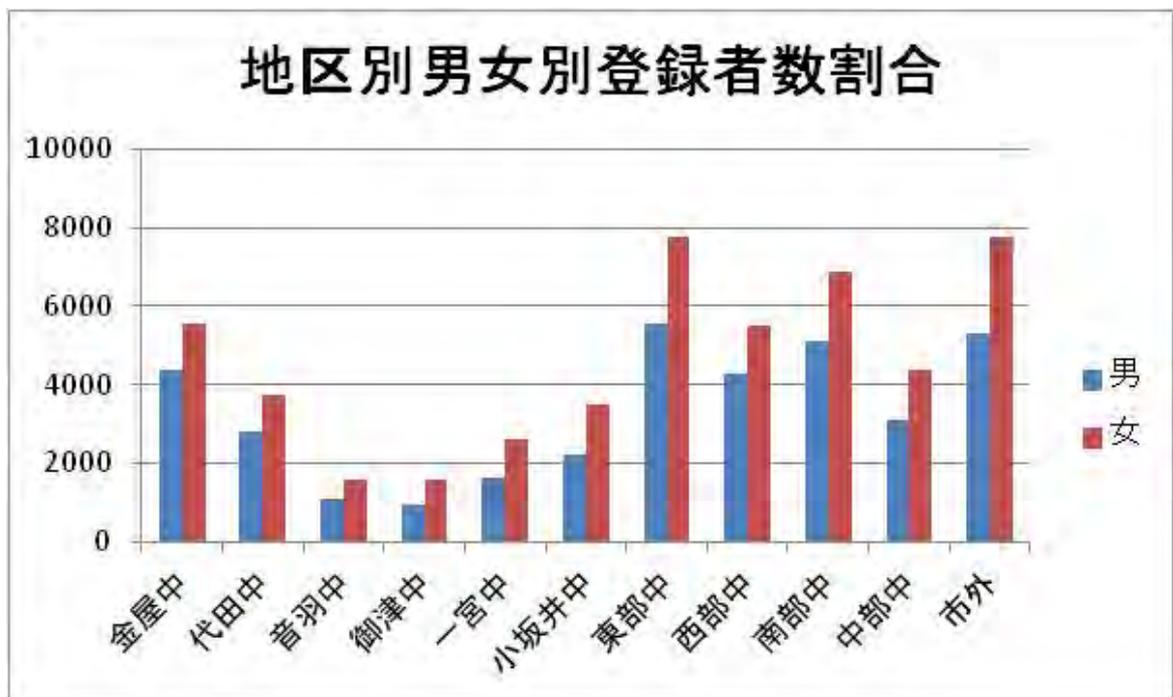
⑩ 十進分類別図書資料別貸出冊数割合



⑪ 年齢別地区別登録者数割合



⑫ 年齢別地区別登録者数割合



2 アンケート結果

豊川市図書館基本計画を作成するに当たり、これからの豊川市図書館としてのあるべき姿に関し、市民のみなさまのご意見を広く伺うためアンケートを実施しました。その概要は次のとおりです。

① 調査区域

豊川市全域

② 調査対象

豊川市の小学校高学年以上の方で無作為に抽出した男女

③ サンプル数

2,000人

④ 調査期間

平成23年8月17日（水）から8月31日（水）まで

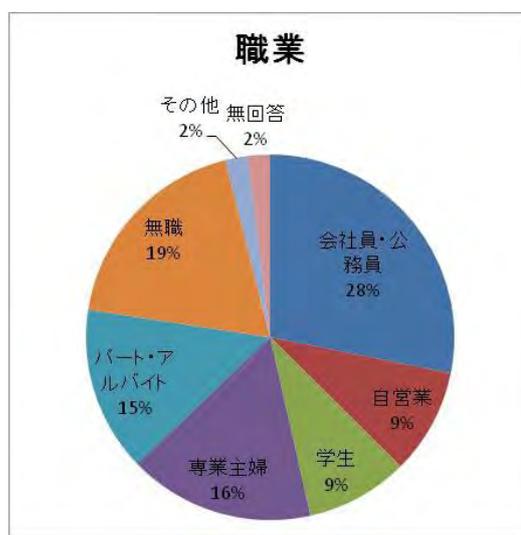
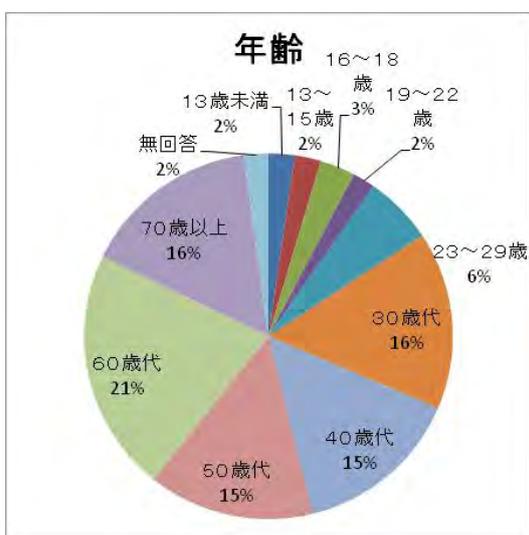
⑤ 回収結果

回収数 611（回収率 30.6%）

⑥ 回答者の属性

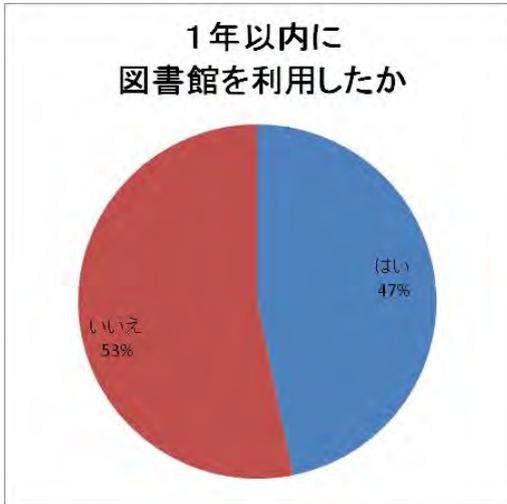
男性 231人（37.8%） 女性 365人（59.7%）

無回答 15人（2.5%）

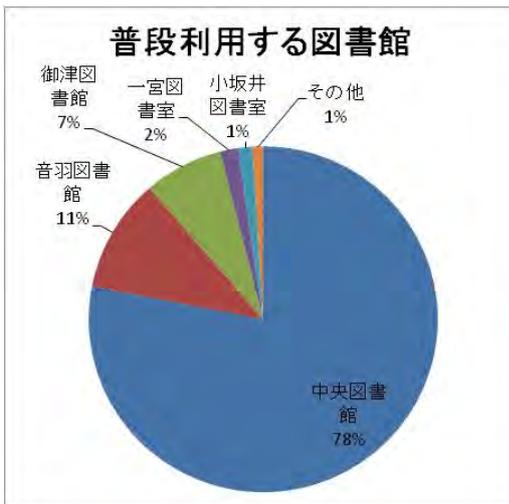


⑦ 主な結果

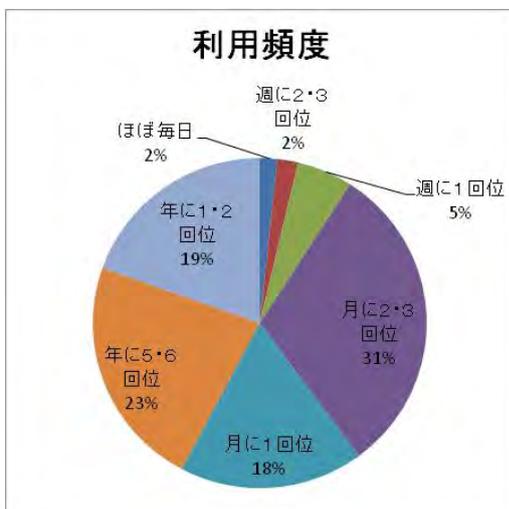
図書館の利用に関すること



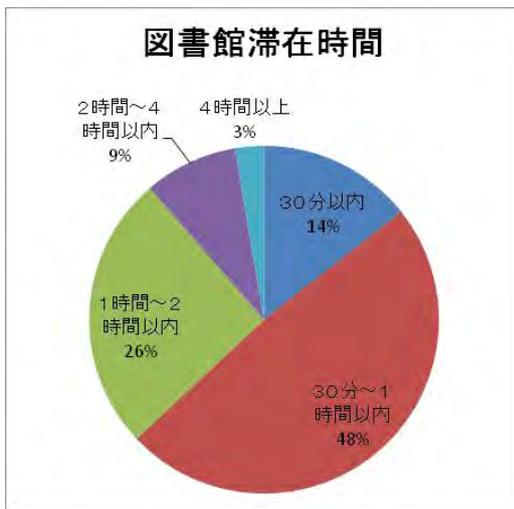
1年以内に図書館を利用したかどうかという問いに対し、過半数が利用していないという回答でした。



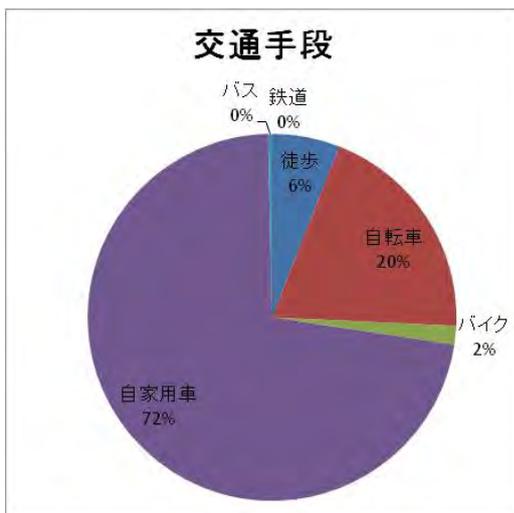
利用者の4分の3以上が中央図書館を利用しているという結果が出ました。



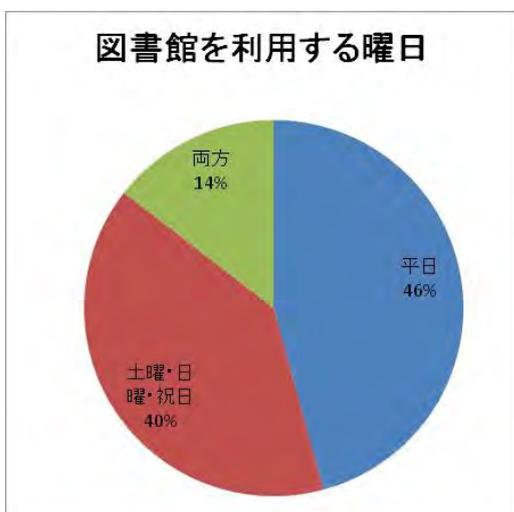
図書館利用者の過半数が、月に1回以上利用しているという結果が出ました。



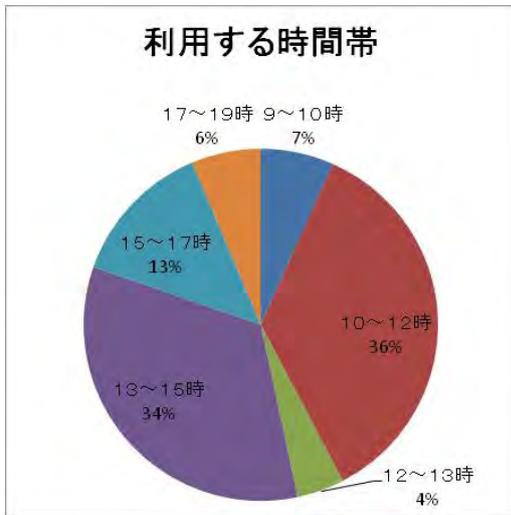
図書館の滞在時間について、利用者の約6割が1時間以内、約9割が2時間以内でした。



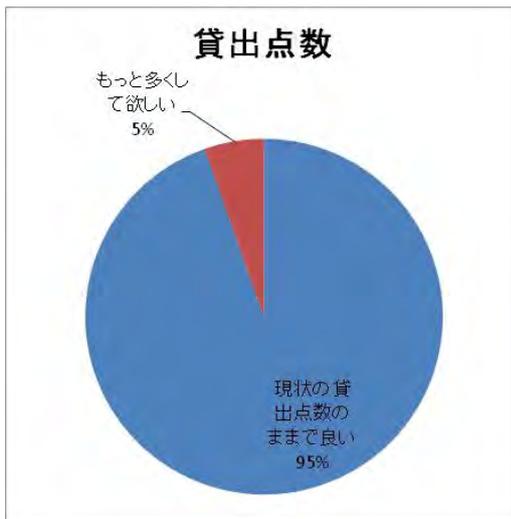
自家用車で来館される方が約7割を占め、次いで自転車が2割でした。



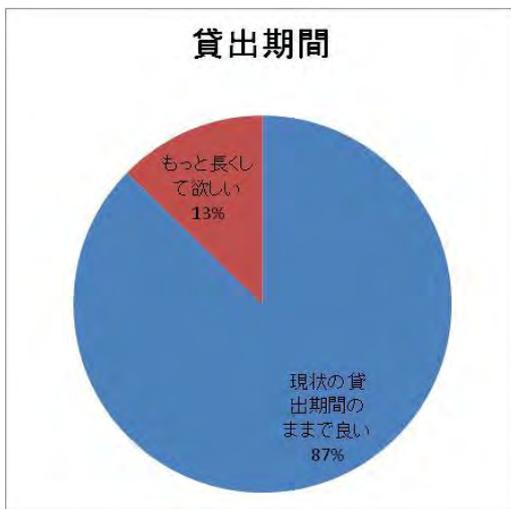
利用する曜日には大きな偏りはなく、平日も、土日・祝日も関係なく利用されている結果が出ました。



10時～12時及び13時～15時に集中して利用している結果が出ました。



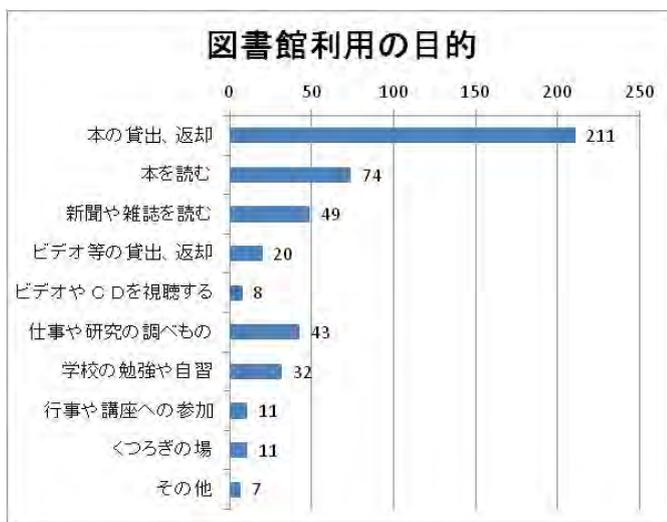
貸出点数については、95%の利用者が満足しています。



貸出期間については、約9割の利用者が満足しています。

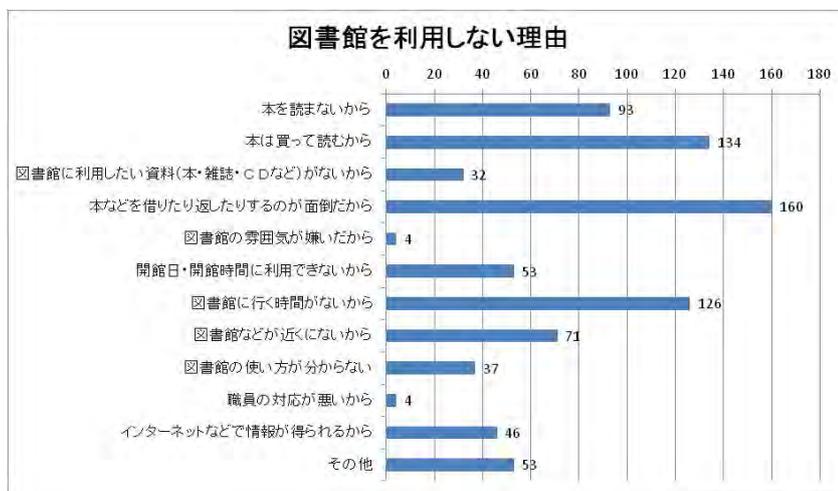
図書館の利用目的

図書館の利用者の目的は、『本の貸出・返却』が突出している結果となりました。次いで、『本を読む』、『新聞や雑誌を読む』が続いており、図書館＝本（雑誌・新聞含む。）といった利用をされていることが明らかとなり、『仕事や研究の調べ物』及び『学校の勉強や自習』などの調査・研究としての利用や、『行事や講座への参加』や『くつろぎの場』が目的である利用者は、少数であるという結果でした。



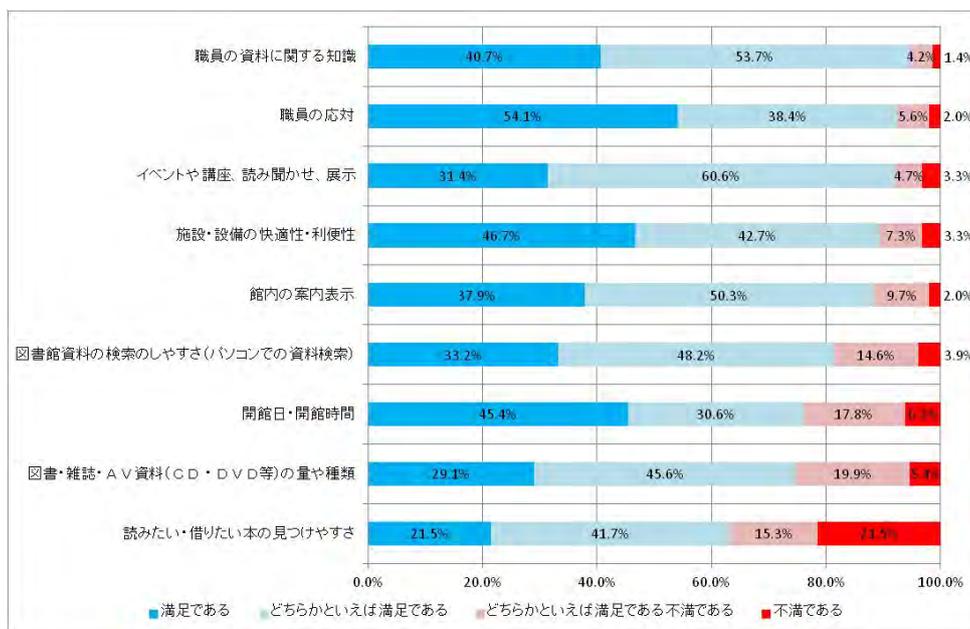
図書館を利用しない理由

図書館を利用しない理由については、『本などを借りたり返したりするのが面倒だから』、『本は買って読むから』、『図書館に行く時間がないから』が主な理由として挙げられました。



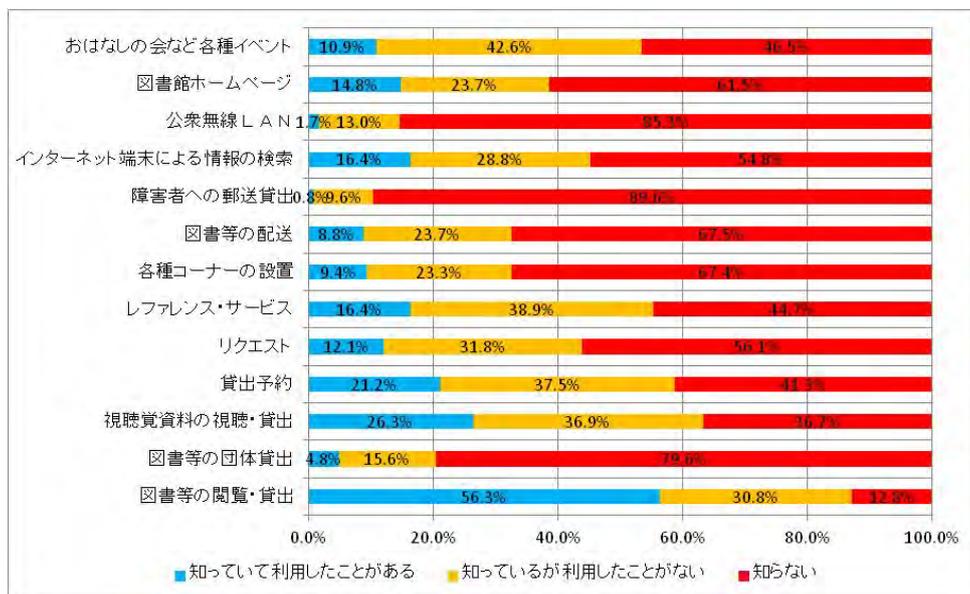
市民の図書館に対する満足度に関すること

市民の図書館に対する満足度は、『読みたい・借りたい本の見つけやすさ』、『図書・雑誌・AV資料（CD・DVD等）の料や種類』及び『開館日・開館時間』に関し不満という意識が比較的高く、改善の必要性が高いという結果でした。



市民の図書館サービスに関する認知度

『図書等の閲覧・貸出』サービス以外のサービスに関し、認知度が低い、かつ、知っているても利用されていないことが伺えます。今後、市民等に対しその周知を強化する必要性が高いという結果でした。



3 豊川市図書館の課題

① 広域化するサービス

平成 18 年 2 月 1 日に宝飯郡一宮町、平成 20 年 1 月 15 日に宝飯郡音羽町及び御津町、そして平成 22 年 2 月 1 日に宝飯郡小坂井町と、3 度の合併を重ね、181,477 人（平成 23 年 4 月 1 日現在）の人口を有する市となっています。

現在、旧豊川市の区域に設置している中央図書館をはじめ、旧音羽町と旧御津町の区域に分館を、旧一宮町と旧小坂井町の区域に生涯学習会館図書室を設置し、市全域に図書館サービスの提供を行っていますが、各施設におけるサービス内容が異なっています。

② 各施設のサービス相違

合併時の事務事業調整において、旧町区域に設置している各施設における運営形態が違ふほか、図書館サービスの方針、目標等が異なっています。

③ 新たな視点からの図書館サービス

地域の課題を解決したり地域の振興を図るため、従来の図書資料の貸出重視の図書館サービスに加え、調査研究への支援やレファレンス・サービスを行うことにより、社会教育施設としての図書館の新たな役割を理解し、これからの図書館サービスに求められる新たな視点でのサービスの提供が求められています。

④ 厳しい財政状況と評価

厳しい財政状況の中、限られた財源による、より効果的で効率的な図書館運営を行うとともに、市民目線に立ち、市民のニーズに沿った各種サービスが求められています。

⑤ 各種サービスの広報

年間約 36 万人を超える利用者がある一方で、図書館を利用していない市民も多数います。利用者により効果的に図書館サービスを活用していただくとともに新たな利用者を開拓するため、積極的に図書館サービスの広報を行っていく必要があります。

第4章 図書館基本計画の基本的な考え方

この章では、当該計画の基本理念や基本目標、また、今後本市図書館が目指す成果指標及び達成目標を示しています。

1 基本理念

図書館は、市民の資料や情報に対する要求が多様化している中で、市民の自主的な学習や地域文化活動を支える「地域づくりの知と情報の拠点」として、ますます重要性が増しています。

図書館基本計画において、市民への図書館の在り方や方向性を示し、時代の変化にあった図書館サービスの充実を図ることが必要であり、図書に初めて接する乳幼児から高齢者・障害者まで、誰もが気軽に身近に使える魅力ある図書館を目指すものです。

このため、基本理念を次のように設定します。

人と地域と学びのために ～知と情報の空間をめざして～

豊川市は、旧一宮町、旧音羽町、旧御津町及び旧小坂井町との合併を終え、地方公共団体としての規模が増大し、また、地方分権の進行も相まって、図書館利用者のニーズが多様化しています。図書館利用者の図書館の認識も、これまでの『本を無料で貸し出す場所』、『学生が勉強をするための空間』、『趣味や娯楽のための施設』といった位置づけから、『市民の自主的な学習を支援する施設』、また、『地域を支える情報拠点』、『地域文化活動の支援拠点』と位置づけられ、『地域や住民に役立つ図書館』としてますます重要性が増しています。

本計画では、こうした状況を踏まえ、「**人と地域と学びのために
～知と情報の空間をめざして～**」という基本理念を定め、これからの豊川市図書館としてのあり方についてその方向性を示し、図書に初めて接する乳幼児から高齢者・障害者まで誰もが気軽に、わかりやすく、利用しやすい、また、利用者が期待し希望する魅力ある図書館を目指します。

2 基本目標と成果指標

本計画では、基本理念を踏まえ、次に掲げる3つの基本目標を定め、その実現に向けた取組みを行っていきます。

基本目標1 人と地域づくりを支える空間

乳幼児から高齢者まですべての世代や障害者、外国人など、市民の誰もが、いつでも、どの地域でも、等しく図書館サービスを受けられるよう、市民や学校、地域と連携しながら、きめ細やかな魅力ある図書館サービスの充実を図り、より身近でより便利で自由な図書館環境の構築をします。

そこで、図書館サービスのうちで最も重要視されるサービス図書資料の閲覧貸出しの充実を示す指標として、市民の図書資料の選択を広げるという観点から蔵書数の充実及び貸出冊（点）数の目標値を設定します。

1 地域における図書館サービス機能の向上

1.1 地域の公共施設を利用した図書館ネットワーク機能の拡充

2 市民、地域、学校、関係機関等と連携したサービスの推進

2.1 市民及び地域と連携した図書館の運営

2.2 学校との物流・情報ネットワークの構築と子どもの読書活動の推進

2.3 公共施設、行政機関等と連携した情報の提供

3 誰もが利用しやすい図書館サービスの充実

①乳幼児と保護者 ②小・中学生 ③高校生・大学生 ④成人

⑤高齢者 ⑥障害者 ⑦外国人への図書館サービスの充実

4 図書館サービスを支える体制の構築

4.1 図書館職員の人材育成

4.2 図書館運営の評価システムの構築

【成果指標】

	現状値（H22年度末）	目標値（H33年度末）
蔵書冊（点）数	563,116冊（点）	850,000冊（点）
中央	410,960	617,000
音羽	52,715	79,000
御津	63,114	94,000
一宮	18,013	30,000
小坂井	18,314	30,000

	現状値（H22年度末）	目標値（H33年度末）
貸出冊（点）数（年間）	1,195,079冊（点）	1,793,000冊（点）
中央	1,000,762	1,501,000
音羽	91,404	137,000
御津	73,885	111,000
一宮	11,047	17,000
小坂井	17,981	27,000

※ 基本目標1の成果指標では、地域づくりを念頭に置いており、蔵書冊（点）数、貸出冊（点）数について中央館、分館、生涯学習会館図書室それぞれの施設ごとに目標値を設定し、全体の指標を設置しています。

基本目標 2 人の学びと暮らしに役立つ空間

市民が普段必要としている学びと暮らしに役立つ身近な情報として、医療や健康に関する情報、法律に関する情報、就業に関する情報、職に関する情報など、さまざまな生活課題に対応する情報を提供するとともに、市民が抱えている地域の課題の解決に役立つ情報を提供する図書館を目指します。

そこで、市民にどれだけの情報を提供できたかを図る指標として、情報提供サービスの利用を拡大していくという観点から、利用者の公衆無線LAN、インターネット端末及びレファレンスの利用件数の目標値を設定します。

1 地域の情報拠点としてのインフラ整備

- 1.1 電子書籍サービスなど図書資料のハイブリッド活用の構築
- 1.2 ITを活用した先進的な管理システムの構築

2 市民の課題解決を支える機能の充実

- 2.1 地域の課題解決の支援
- 2.2 学びを支える情報の収集、提供、発信
- 2.3 レファレンス・サービスの充実

3 学びと暮らしに役立つ情報資料の収集

- ①一般図書 ②新聞・雑誌 ③視聴覚資料 ④児童・YA資料
- ⑤地域資料 ⑥高齢者・障害者 ⑦外国人への情報資料の収集

【成果指標】

	現状値 (H22 年度末)	目標値 (H33 年度末)
公衆無線LAN、インターネット閲覧端末利用件数 (年間)	41,857 件	44,000 件
レファレンスの利用件数 (年間)	702 件	740 件

基本目標 3 人の交流と文化を創る空間

市民の生涯学習の機会や活動、交流の場を提供するとともに、人と本をとおり、誰もが気軽に立ち寄れる、居心地の良い市民の憩いの場として、文化の創造に役立つ空間を提供し、安全で安心できる市民のオアシスとなるような図書館を目指します。

そこで、図書館がどれだけ市民の利用したい空間であるかを図る指標として、市民の図書館の利用頻度を向上させるという観点から、図書館への来館者数及びイベントへの参加者数の目標値を設定します。

1 交流と創造の空間づくり

- 1.1 人との交流を創る市民文化活動の支援の体制づくり
- 1.2 本に親しみ豊かな市民文化を創造する空間づくり
- 1.3 豊かな市民文化を創造する空間づくり
- 1.4 図書資料のリサイクル化

2 安全・安心を高める空間づくり

- 2.1 安全・安心を高める設備の充実
- 2.2 個人情報とプライバシーの保護
- 2.3 図書館におけるリスクマネジメントの強化

【成果指標】

	現状値 (H22 年度末)	目標値 (H33 年度末)
来館者数 (年間)	576,738 人	606,000 人
イベント参加者数 (年間)	7,125 人	7,500 人

第5章 計画推進のための取り組み

この章では、第4章で示した基本目標に沿って、本市図書館が今後取り組む内容を具体的に示しています。

※ 第5章において『中央館』及び『地域館』とは、サービスの拠点としての表現であり、『中央館』とは中央図書館を、『地域館』とは各分館を示しています。

基本目標 1

人と地域づくりを支える空間

1 地域における図書館サービス機能の向上

あらゆる市民に図書館サービスが均等に行き渡る全域サービスを目指します。また、その体制づくりに取り組んでいきます。

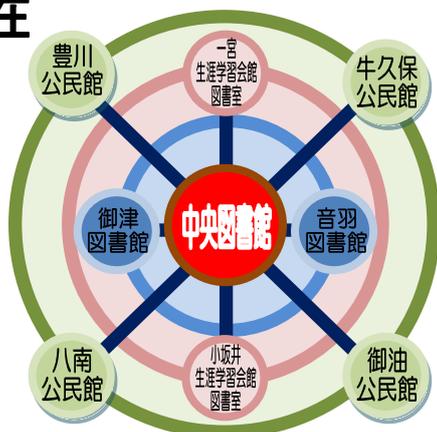
1.1 地域の公共施設を利用した図書館ネットワーク機能の拡充

高齢化が進むことを想定すれば、図書館から一定の距離がある地域へのサービス提供や、来館が困難な人へのアウトリーチ・サービス（図書館への来館が困難なためサービスが受けられない人々のために、図書館側が積極的に館外奉仕を行うこと。）が重要となります。

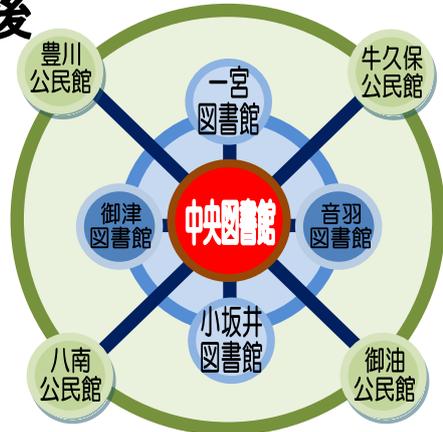
このため、既存公共施設を活用した地域館（分館）の設置やサービスポイントの整備、ブックポストの整備を進めるとともに、利用困難者等に対する配本サービスや団体貸出制度の充実を図ることで、図書館サービス・ネットワーク機能の強化・拡充を行っていきます。

また、市町合併により、図書館サービスの対象地域が拡大されており、同一市内におけるサービスの格差のないようにするためには、全域サービスの実現とサービスの質的向上を目指す必要があります。このため、中央館の役割と地域館の役割を明確化し、中央館は、専門性を一層高めるとともに、地域館への支援等を行っていきます。そして、地域館では、それぞれの地域に密着したサービスの提供を行っていきます。また、中央館は中央館としての機能充実に加え、その近隣住民に対しては地域館と同様な地域サービスを提供していきます。

現在



今後



中央図書館をコアとする図書館サービス・ネットワーク図

中央図書館の役割

(1)から(20)までの役割を担っています。

中央館は、中核的役割を担うため、次のようなサービスの実施に努めます。

地域館の役割

(1)から(12)までの役割を担っています。

地域館では、住民の身近な図書館として、日常の問題解決に役立つ参考図書や教養書、実用書、読み物など、地域に適した資料を整備し、主に次のようなサービスの実施に努めます。

- (1) 閲覧、貸出、予約（リクエスト）サービス
- (2) レファレンス・サービス（資料相談）
- (3) 文献複写サービス
- (4) 児童サービス
- (5) 高齢者サービス
- (6) 障害があつて図書館を利用することが難しい人へのサービス（身体に障害がある人へのサービス）
- (7) YA（ヤングアダルト）サービス
- (8) 多文化社会に対応したサービス
- (9) 地域資料の収集・整備
- (10) 文化活動、集会活動など本と親しむ機会の提供
- (11) 情報提供サービス
- (12) 学校図書館への支援・協力
- (13) 視聴覚資料、電子資料等の収集・整備と地域館への支援
- (14) 広報活動
- (15) 職員等への研修
- (16) ボランティア受入れ事業
- (17) システム全体の連絡調整・庶務機能
- (18) 選書・受入業務
- (19) 資料保存機能
- (20) リサイクル本のマネジメント

2 市民、地域、学校、関係機関等と連携したサービスの推進

市民ボランティアや市民団体、他の図書館等関係機関との連携により、幅広い利用者に図書情報を提供していくとともに、市内の文化施設との連携を進め、地域振興の推進や地域文化の創造・発展を図ります。

さらに、学校における問題解決型の学習への対応として、学校との連携・協力を拡充します。

2.1 市民及び地域との連携した図書館の運営

図書館の運営には、市民が持っているさまざまな能力を活用することが重要となっています。また、さまざまな知識や技術をもったボランティア団体等との連携・協力は、利用者ニーズの把握や事業の継続にも欠かせないものとなります。

図書館職員が直接行うより、ボランティア団体の協力を得て行う方が効果的であるかどうかを分析し、ボランティア団体等との柔軟な協力体制をつくり上げていく必要があります。



2.2 学校との物流・情報ネットワークの構築と子どもの読書活動の推進

現在、小中高校の学生向けに、図書館見学の受入や修学旅行等の事前学習用資料の貸出、調べ学習の支援や職場体験の受入等を実施しています。

今後、学校との連携・協力を密にしながら、図書資料を活用した学習を広く支援するとともに、そのための体制づくりに取り組んでいきます。具体的には、各学校では所蔵しにくい高額本や複数所蔵が必要な本等を中心に学校連携用の資料の充実を図るとともに、市立図書館と小中学校の資料が相互に円滑に活用出来るよう、学校と図書館間の物流ネットワーク（配送システム）や情報ネットワーク（所蔵情報の相互利用）の構築を積極的に進めていきます。

また、読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

こうしたことから、知的好奇心を満たす図書資料を充実し、ブックスタートから小学生、中学生、高校生と継続して本に親しめる環境を整備していく必要があります。このため、「豊川市子ども読書活動推進計画」（平成22年度策定）を推進し、学校や関係機関と連携しながら子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

2.3 公共施設、行政機関等との連携した情報の提供

本市には、文化会館をはじめ、桜ヶ丘ミュージアム、天平の里資料館など、さまざまな文化施設があります。こうした施設と連携した企画展示を行うなどして、情報提供機能の拡大と地域文化の創造・発展に取り組んでいきます。また、市職員が主体的に施策の企画立案を行うことが増えていることから、業務上必要な情報の収集を支援している職員向け資料の貸出やレファレンス・サービスにも取り組んでいきます。

さらに、きめ細かな資料搬送サービスと組み合わせることにより、県内の図書館の資料を十二分に活用して、県内の公立図書館との相互協力を通じてサービスを展開していきます。また、東三河地域に立地している大学では、各々が専門的な図書資料等の情報を保有しているので、市民の高度な知的要求に応えるためにも、これらの大学図書館や専門図書館が保有する蔵書資料を有効活用できよう相互協力体制を検討していきます。

3 誰もが利用しやすい図書館サービスの充実

乳幼児から児童、青少年、シニア世代、障害者、外国人等、利用者に応じた各種サービスの充実を図り、誰もが利用しやすい図書館を目指します。

(1) 乳幼児と保護者へのサービス

ア 絵本の読み聞かせやパネルシアターなどの活動の充実を図り、乳幼児が保護者とともに絵本などに親しむとともに、図書館が乳幼児と保護者同士の交流の場となるよう工夫します。

イ 保育園や幼稚園などと連携し、ブックリストの発行や児童だより、広報・ホームページでの情報発信を充実し、絵本などを通して子育て支援を行います。

(2) 小・中学生へのサービス

ア より魅力的な図書資料の収集に努め、読書の楽しさを知り、子どもたちが自ら進んで積極的な読書活動を行うことができるよう、館内テーマ展示や図書館ホームページ等を通じてさまざまな子ども向け事業のPR、情報提供のあり方を検討します。

イ 市内の児童館、小・中学校図書館や子ども関係機関との連携や協力を深め、情報交換会を開催するなどの事業協力を行うなど、子どもの読書活動の中心的な機関としての機能の充実を図ります。

ウ 小・中学校の調べ学習や体験活動等について、より効果的な学習・活動が展開できるよう、図書の団体貸出を促進し、職業体験の受入を積極的に行うなど、学校における教育活動への連携を進めます。

(3) 高校生・大学生へのサービス

ア 市内の高校と連携し、高校生・大学生の読書ニーズを把握するとともに、この年代の多様な関心に応えられる資料収集、ホームページ等を通じたティーンズコーナー（YA）や青少年対象講座のPR等、情報発信に努めます。

イ 将来の進路、職業等に関する情報等について、市内の高校とも情報交換等を行い、多角的な視野から考えることができるよう、資料収集、情報提供を行います。

ウ 図書の団体貸出を促進し、職業体験の受入を積極的に行うなど、学校における教育活動への連携を進めます。

(4) 成人へのサービス

ア 市民の生涯学習活動を支援するため、幅広いニーズに対応した多様な学習資料や情報を収集し、積極的な提供に努めます。

イ 科学技術や産業の発展、国際情勢の変化等に適確に対応できるよう、資料や情報の収集、提供に努めます。

ウ ビジネス支援の観点から、就職・転職、起業・職業能力開発、日常の仕事等に役立つデータベース検索の充実に努めるほか、データベース利用のPRやわかりやすいビジネス支援情報の提供、関係書籍の館内テーマ展示など、情報・資料提供サービスの促進に努めます。

(5) 高齢者へのサービス

ア 高齢者に配慮した施設整備を進め、安全で安心して利用できる図書館づくりに努めます。

イ 大活字本や視聴覚資料の充実や、拡大読書器等の機器の整備に努めます。

ウ ボランティア団体とも連携を図り、対面朗読や宅配サービスなど、きめ細かなサービスに努めます。

(6) 障害者へのサービス

ア 障害者に配慮した施設整備を進め、安全で安心して利用できる図書館づくりに努めます。

イ 点字資料・録音資料等の充実とそれに付随する機器類の整備・充実に努めます。

ウ ボランティア団体との連携を図り、対面朗読や宅配サービスなど、きめ細かなサービスに努めます。

エ 所蔵資料利用のためのわかりやすい目録等の整備やホームページの活用方法の検討を行います。

(7) 外国人へのサービス

所蔵資料の積極的な活用を促進するため、外国人向けに、図書館利用案内の作成や広報、ホームページでのわかりやすい情報提供に努めます。

4 サービスを支える体制の構築

質の高いサービスを提供する基盤として、図書館運営を担う人材育成を図るとともに、市民とともに図書館運営の体制を構築します。

4.1 図書館職員の人材育成

図書館サービスの充実のためには、サービスを提供する図書館職員のスキルアップが不可欠です。職員に対する司書講習の受講や、外部実務研修への参加を促すことで、多様なサービスを提供できる人材を育成します。

また、知識習得機会の拡大や資料選定能力、レファレンス能力の向上を図るため、外部の専門講師によるスキルアップ研修に職員を参加させ、より専

門性の高い職員を育成し、経験豊かな図書館職員の確保に努めます。

4.2 図書館運営の評価システムの構築

現在、図書館では、学校教育及び社会教育の関係者をはじめ、ボランティア団体などで家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者等から構成される図書館協議会を設置し、図書館運営についての提言をいただくとともに、利用者アンケートを活用しながら、サービスの向上を図ってきました。

2008年（平成20年）6月に、図書館法が改正され、法第7条の3で「図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされました。

これにより、各年度の図書館経営・サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、経営（運営）・サービス目標及び数値目標等の達成状況に関し自ら点検及び評価を行うとともに、運営状況に関する情報を積極的に住民に提供を行っていくことにより、その結果を改善に結びつける P D C A（Plan→Do→Check→Action）サイクルを構築していきます。



1 地域の情報拠点としてのインフラ構築

新しいメディアによる情報提供を拡大し多様な要求に応じていきます。

1.1 電子書籍サービスなど図書資料のハイブリッド活用の構築

近年では、k i n d l eをはじめ、i P a d、スマートフォン、タブレット型端末などのように電子書籍を読むことのできる多種多様な機器が登場し、電子書籍が身近な存在になってきています。



電子書籍のメリットは、時間や場所に制約されず、いつでも、どこでも利用(閲覧、貸出、返却等)できることや、検索や障害者・高齢者のための音声出力や文字拡大などの利用者支援機能を利用できる、といった利便性にあります。また、図書館にとっては保管場所をとらない(省スペース)、地域資料や商業ベースにのらない書籍を容易に電子化して保存し提供することができる、非来館者サービスの拡充(アウトリーチ・サービス)といったメリットがあります。

一方、図書館が扱う必要のあるデジタルコンテンツ(電磁的記録資料)は、電子書籍だけでなく、電子ジャーナル(学術雑誌)をはじめ、デジタル雑誌、書誌データベース、商用データベースなどあり、今後もその種類、媒体、技術は変化していくことが予想されています。

図書館は、多くの印刷資料(本や新聞、雑誌等)と、インターネットやW e b上で提供されているさまざまなデータベース等のネットワーク情報資源を同じ場所で、同時に活用できる公共施設でもあります。

出版メディアの変貌という時代の大きな潮流の中で、従来の印刷資料とデジタル情報が共存し、ハイブリッドな活用ができる図書館を目指します。



1.2 ITを活用した先進的な管理システムの再構築

本市図書館では、貸出冊数や予約件数は着実に増加しており、本を借りるために行列に並ぶ状況です。今後は、最新技術であるICタグによる自動貸出・返却システムなどのITを活用した管理システムの導入を検討するとともに、自動貸出機や返却機、予約棚などのシステムを検討して貸出や返却に要する時間の短縮など、利便性の向上を図ります。また、自動貸出機の導入により、図書館員の目に触れない形での貸出を可能とし、プライバシー保護の強化を検討していきます。

また、ITの活用により、障害者等の図書館への来館が困難な人々にとっても情報を活用できる範囲が広がり、自立の促進につながることを期待されるため、そのような観点からも取り組みを進めていきます。

さらに、今後は、行政機関等が発行する電子情報を整理・保存し、デジタル・アーカイブ機能を志向することも、図書館の重要な役割になっていくと考えられます。一方で、IT化の進展に伴い、住民がこれを十分活用できるようにするため、利用の案内・支援や他の社会教育施設等と連携して情報リテラシーの向上を目指した講座を開設していくことも図書館の重要な役割となってきます。

2 市民の課題解決を支える機能の充実

市民の学びや日常生活を送る上での課題・問題解決に役立つ資料や情報を収集し、図書資料等要求の多様化に対応していきます。

2.1 地域の課題解決の支援

図書館は、住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実が求められています。課題解決支援には、行政支援、学校教育支援、ビジネス（地場産業）支援、子育て支援などがあります。そのほか、医療・健康、福祉、法務などに関する情報や地域資料などの地域の実情に応じた情報提供サービスも求められています。

また、図書館には、これらの課題を的確に把握し、課題解決に関連する資料の収集や課題解決に向けたレファレンス・サービスを充実・高度化していくことが求められています。

今後、市民の抱える課題に応じた情報を収集し、提供していきます。また、これらの情報を効率的に利用出来るよう、関連資料の案内図やサインの整備、テーマ別資料コーナーや展示コーナーの設置、配架の工夫、文献探索やパスファインダー（利用者が文献を調べたり調査を進めたりできるようにするための手引き）の作成などに取組んでいきます。

2.2 学びを支える情報の収集、提供、発信

図書館では、インターネット検索性パソコンの設置、商用データベースを導入し、情報収集を支援しています。また、地域情報として、地域の新聞や雑誌等の収集を積極的に行っています。

生涯学習や、社会人が大学等の教育機関を利用して再び学びの機会を得る「リカレント教育」の重要性が高まりを見せる中、利用者のさまざまな学びを支えていくため、図書館が積極的に情報の収集、提供、発信を行っていくことが求められています。

今後は、インターネットリンク集の作成や外部データベースの充実を図るとともに、現在、中央館のみに導入している公衆無線LAN設備を各地域館まで拡大し、図書館が直接保有していないネットワーク情報資源へのアクセス環境の提供に取り組んでいきます。

2.3 レファレンス・サービスの充実

図書館では、読書案内やレファレンス・サービスを実施するとともに、現在、電子メールによるレファレンスにも対応しています。高度なレファレンスには、県図書館や近隣市の図書館の協力も得ながら、情報提供を行っています。

近年、インターネットの普及に伴って、容易に情報を入手することが出来るようになりましたが、情報の信頼性などの問題も生じています。図書館が利用者にとって有益な施設であり続けるためには、さまざまな資料を通じた情報提供を行うとともに、レファレンス・サービスを充実・高度化していく

ことが重要です。

レファレンス・サービスを効果的に行うには、インターネット上で公開されている図書、雑誌記事や新聞記事等の商用データベースのほか、各種の機関や団体が公開している情報源の活用が不可欠となります。パスファインダー（利用者が文献を調べたり調査を進めたりできるようにするための手引き）を作成したり、講習会を開催することなどにも取り組んでいきます。

豊川市図書館は、すべての利用者にとって、最も身近な図書館として、信頼される存在となるようなレファレンス・サービス体制を整えます。

3 学びと暮らしに役立つ情報資料の提供

(1) 一般図書

ア 一般図書については、多様化する市民のニーズに対応し、全分野にわたり基礎的なものから専門的なものまで幅広く資料を収集しています。その上で、日常生活の課題解決に役立つ資料については、さらに、中央館はじめ、分館、サービスポイントの立地する地域特性や施設規模を生かした資料の提供に努めます。

イ 現在も増え続ける蔵書数に対して、所蔵可能数には限りがあります。このため、除籍基準の見直しなど、適切な蔵書管理に努めるとともに、電子書籍の活用なども検討していきます。

(2) 新聞・雑誌

ア 新聞、雑誌等の逐次刊行物については、中央館はじめ、分館、サービスポイントにおいて基本的な資料を中心に収集、保存しています。一般図書と同様にサービス水準を維持するという観点から、引き続き各館がそれぞれ収集、保存、提供していきます。

イ 今後、ますます多様化していくニーズに対応するために、より幅広い分野の資料を収集し、各館の役割分担を明確にすることが必要です。中央館においては、従来どおり、基本的なタイトルを中心に幅広い分野の雑誌と外国語新聞、地方紙を含めた新聞を提供していきます。また、資料的価値の高い雑誌を中心に提供していきます。

(3) 視聴覚資料(CD・ビデオ・DVD等)

ア 視聴覚資料については、市民の趣味、教養、文化活動に資するための基本的な作品、著名な作品、代表的な作品を収集、保存しています。なお、特に、DVDについては、現在、所蔵数が少ないため、今後はタイトル数の充実を進めていきます。また、視聴覚資料の電子化も進んできていることから、これらの資料の導入についても検討していきます。



(4) 児童・ヤングアダルト(青少年)資料

ア 図書館では各館で児童・青少年資料を収集・整備しています。児童資料については、子どもたちが、本を読む楽しさ、豊かな感性や想像力を高めることができるような資料の提供を行っていきます。

イ 青少年資料（ヤングアダルト資料、以下「YA資料」と記載。）については、主に12歳から19歳という、子どもにも大人にも属さない年齢の若者が対象であることから、その年代の知的好奇心を刺激する資料、悩みや切実な問題に対応出来る資料、中高生の学校生活に即した、学校行事、進路等に関する資料に対応出来る資料を中心に、また、青少年活動を支援する資料や情報についても提供していきます。

こうした基本的な資料提供に加えて、中央館においては、学校図書室とのネットワーク連携のコア施設として、調べ学習や修学旅行の事前学習に対応出来る資料などの提供も行っています。

(5) 地域資料

ア 図書館では、地図、雑誌を始めとする地域情報資料や自治体の発行する行政資料等、そして地域の歴史、民俗に関する出版物等を収集、保存、提供しています。

イ 今後、市民の利用に供することが出来る刊行物を中心に、地域の市民活動の情報資料や各館の地域特性に応じた地域資料を網羅的に収集、保存、提供していきます。

ウ 図書館の保有する貴重な資料として、ホームページに目録を公開するなど、その情報の発信方法について検討するとともに、貴重な地域資料については、デジタル化を行うとともに、ホームページでの公開等を検討していきます。

(6) 高齢者・障害者サービス資料(録音・点字図書)

ア 図書館では、活字図書による読書が困難な方のための資料として録音図書を提供しています。現在、録音図書は従来のカセットテープに代わり、主にCDを記録媒体としたものが主流となりつつあります。

イ 点字図書については、現在のところ一部の図書を所蔵するのみで、今後は、点字図書のニーズを把握し、点訳ボランティアグループの協力を得ての作成や他機関からの借受を含めた提供方法を検討します。

ウ 高齢者や弱視者の利用を想定した大活字図書については、今後も引き続き利用の推移をみながら、充実・提供を図っていきます。

(7) 外国人サービス資料

外国人に対応した外国語資料の充実・提供に努めます。



1 交流と創造の空間づくり

市民の学習、交流、発表等の場を提供するとともに人と本の出会いを通し、市民の憩いの場として、文化の創造に役立つ空間づくりや安全で安心できる空間づくりに努めていきます。

1.1 人との交流を創る市民活動の支援の体制づくり

図書館関係団体や地域の団体活動に対しては、講座の開催や会議室、多目的ホール等の利用支援の形で市民活動の支援を行っています。

市民のニーズが多様化する中で、地域の課題解決は行政だけでなく、ボランティア団体やNPO等のさまざまな組織が支えており、市民活動の果たす役割はより一層重要性を増しています。図書館は、市民の活動を支援する場として、市民活動等に関わる市民に対してさまざまな情報を提供し、支援する役割を果たすことが重要です。

このため、関係団体と連携しながら、活動に有益な情報の提供や活動記録の整備などに取り組んでいきます。

また、図書館で開催される講座や研修において学習した成果を発揮する機会として、子どもへの読み聞かせや、本の修復や保護、開架書庫の整理などの活動を行う「図書館サポーター」制度などの体制づくりに取り組んでいきます。

1.2 本に親しめる空間づくり

近年、読書離れが進んでいると言われており、読書の楽しみや読書から得られる知識を持つことが難しくなっています。特に、全国的に活字離れが進んでいると言われてしている若年層の読書習慣の確保が課題となっています。一方で、ネット小説や携帯小説など、新たな読書形態も生まれ、若年層を中心に新たな文化が形成されつつあり、必ずしも読書離れが進んでいるとは言えない状況もあります。

こうしたことから、本の楽しさを伝えられるよう、講演会の開催、図書館員のおすすめ本の紹介や図書を読みたい気持ちにさせる手書きのポップの

掲示など、本への興味を持ってもらえるような取り組みを進めます。

また、各図書館では、生活関連図書や時事問題などタイムリーなテーマ別の展示・配架を行い、利用者が気軽に本に親しめる空間づくりを行っています。

1.3 豊かな市民文化を創造する空間づくり

豊川市の人や文化、歴史に関する地域資料は、市民の大切な財産です。図書館は、地域の記録や記憶を財産として蓄積・継承し、次世代に伝える役割を担っています。

そこで、地域における文化、行事、自然等のハイビジョン映像資料の収集、保存、提供や映画観賞会の開催などを行うとともに、『文字・活字文化の日』における関連事業の実施や豊川市にゆかりのある人物の資料の展示など、地域性豊かな市民文化を創造する空間づくりに努めます。

1.4 図書資料のリサイクル化

市民の蔵書や図書館の資料等について、有効活用を図ります。図書館所蔵の除籍資料については、これまでは、市内の学校や保育園、公民館、市民館に無償で提供するといった取り組みを実施していますが、今後は市民や利用者への提供も行っていきます。また、市民の多様な蔵書についても有効活用を図っていくことが重要であり、愛蔵書だけではなく、リサイクルが可能な図書資料については、受入対象を拡大し、リサイクル事業等を通じて市民へのリサイクル化を進めていきます。



2 安全・安心を高める空間づくり

火災や自然災害への対応を進めると同時に、館内での犯罪、迷惑行為などの防止にも取り組み、利用者が快適で安心して利用出来る環境を構築していきます。また、利用者の個人情報とプライバシーを守るなど、図書館におけるリスクマネジメントを強化していきます。

2.1 安全・安心を高める設備の充実

現在、中央図書館では、利用者が安心して図書館を利用することが出来る環境を維持するために、館内に防犯カメラを設置するとともに、時間帯により職員による巡回も実施しています。また、書架等の耐震対策は行っていますが、今後とも火災や地震災害等の自然災害に対しても、より十分な安全性を確保することが必要です。

このため、防犯カメラの改修や館内警備をさらに充実させることで、館内の迷惑行為や犯罪行為等を防ぎます。また、防火や防災対策を進めるなど、利用者の安全性を高める設備を充実します。

2.2 個人情報とプライバシーの保護

図書館では、保有する個人情報については、その使用を、利用目的を達成するために必要な範囲の情報に限定するとともに、貸出した資料の記録は、返却処理をすると消去し、個人的な貸出の記録は残しておらず、予約資料の確保連絡等においても、電子メールに書名は記載せず、プライバシーの保護を図っています。

今後は、ICタグを活用した自動貸出機の導入を検討し、図書館関係者の目に触れない形での貸出を可能とするなど、一層のプライバシー保護を図るとともに、図書館システムのセキュリティレベルの更なる向上を図る等、図書館で扱うさまざまな個人情報を適切に管理する体制を構築します。

2.3 図書館におけるリスクマネジメントの強化

現在、東海沖地震等の危険性が高まりつつある中で地震等の自然災害への対応を進めることが必要です。また、図書館内で発生しうる犯罪、迷惑行為等のさまざまなリスクを想定した上で、リスク発生時に適切に対応出来るよ

うな体制を構築することが必要となっています。

このため、図書館におけるリスクマネジメントガイド（危機管理手引）の作成や職員等に対する訓練などを継続的に実施していくことで、図書館の危機管理体制を強化していきます。

